

令和7年度 第2回静岡県文化政策審議会

日 時：令和7年11月18日(火) 10:00～12:00
場 所：静岡県庁別館9階 特別第一会議室

次 第

1 開 会

2 議 事

(1) 第6期文化振興基本計画の中間案について

3 意見交換

4 閉 会

(添付資料)

資料1 第6期文化振興基本計画策定について

資料2 令和7年度第1回文化政策審議会(令和7年7月15日)の委員意見
への対応状況

資料3 第6期文化振興基本計画中間案

**令和7年度 第2回 静岡県文化政策審議会
出席者名簿**

氏 名	現 職	摘 要
横山 俊夫	静岡文化芸術大学学長	出席
太下 義之	東京芸術大学 客員教授	出席
岩本 宗涼	茶道家、株式会社 TeaRoom CEO	WEB
鬼頭 宏	静岡県文化協会会长	出席
木下 直之	静岡県立美術館館長	出席
櫛野 展正	アーツカウンシルしづおか チーフプログラム・ディレクター	出席
佐藤 良子	静岡文化芸術大学文化政策学部芸術文化学科准教授	出席
澤田 澄子	公益社団法人企業メセナ協議会常務理事兼事務局長	出席
鈴木 康広	現代美術家、武蔵野美術大学造形学部空間演出 デザイン学科教授	出席
遠山 敦子	静岡県富士山世界遺産センター前館長	WEB
永松 典子	株式会社静岡編集舎、株式会社FIEJA 代表取締役	欠席
西田かほる	静岡文化芸術大学文化政策学部国際文化学科教授	WEB
西村真里子	(株)HEART CATCH 代表取締役	出席
榆木 令子	美術家、こどものじかん主宰	出席
古川はるな	フルーティスト、音楽博士	出席
宮城 聰	公益財団法人静岡県舞台芸術センター芸術総監督	出席
山田 正訓	静岡県高等学校文化連盟会長、静岡県立清水 南高等学校校長	欠席

(以上17名中15名出席、五十音順、敬称略)

令和7年度 第2回 静岡県文化政策審議会

< Web参加 >

委員 岩本 宗涼
委員 遠山 敦子
委員 西田かほる

日 時：令和7年11月18日(火)

10:00～12:00

場 所：静岡県庁別館 9階

特別第一会議室

入

口

関係者席

事務局

局

委員
鬼頭 宏

会長席
横山 俊夫

副会長
太下 義之

委員
櫛野 展正

委員
澤田 澄子

委員
西村真里子

委員
古川はるな

スポーツ・文化
観光部長
都築 直哉

スポーツ・文化
観光部部長代理
平塚 晴利

委員
木下 直之

委員
佐藤 良子

委員
鈴木 康広

委員
榆木 令子

委員
宮城 聰

文化政策課長
鈴木 亜紀子

スポーツ・文化観
光部参事
(文化担当)
松田 有紀

スポーツ・文化観
光部理事
(文化担当)
横山 雅機

地域文化推進
室長
上泉 賀津巳

入

口

教育委員会
教育政策課長
白土 達夫

富士山世界遺産
課長
大石 正幸

文化財課長
鈴木 安由美

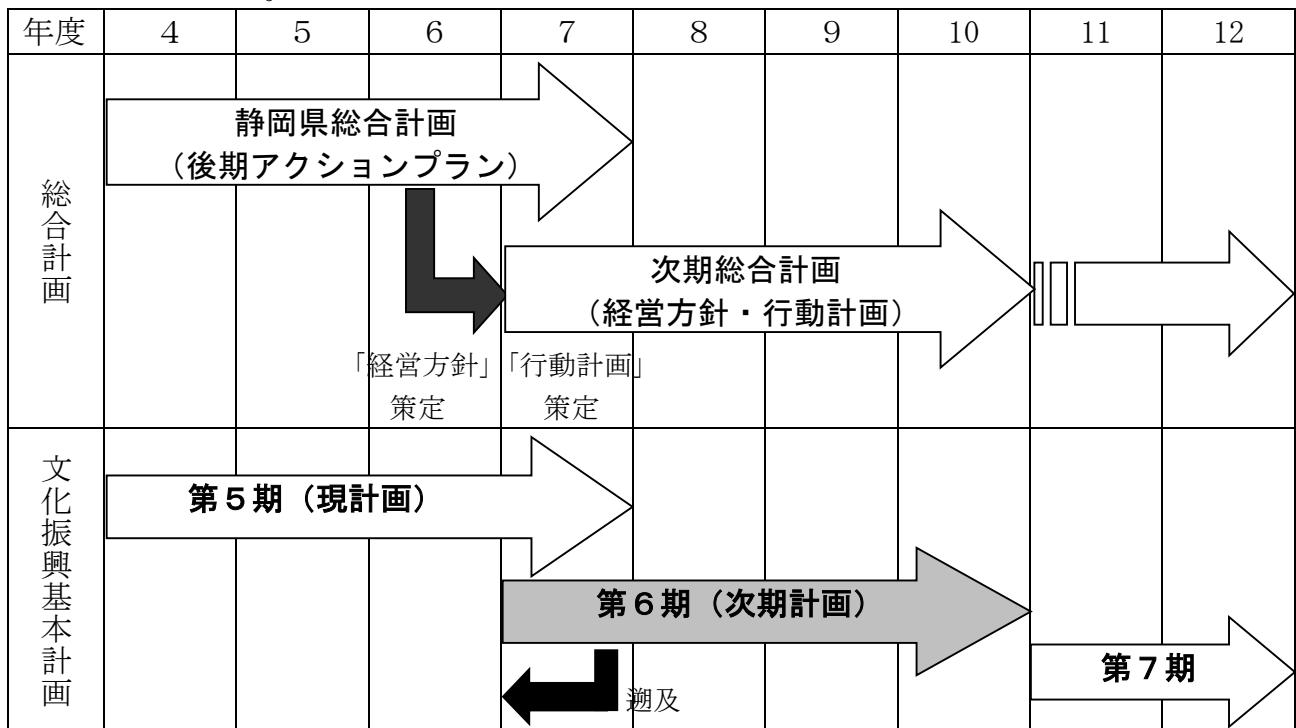
県立美術館
副館長
滝 正晴

ふじのくに
地球環境史ミュージアム
副館長
堀口 敬記

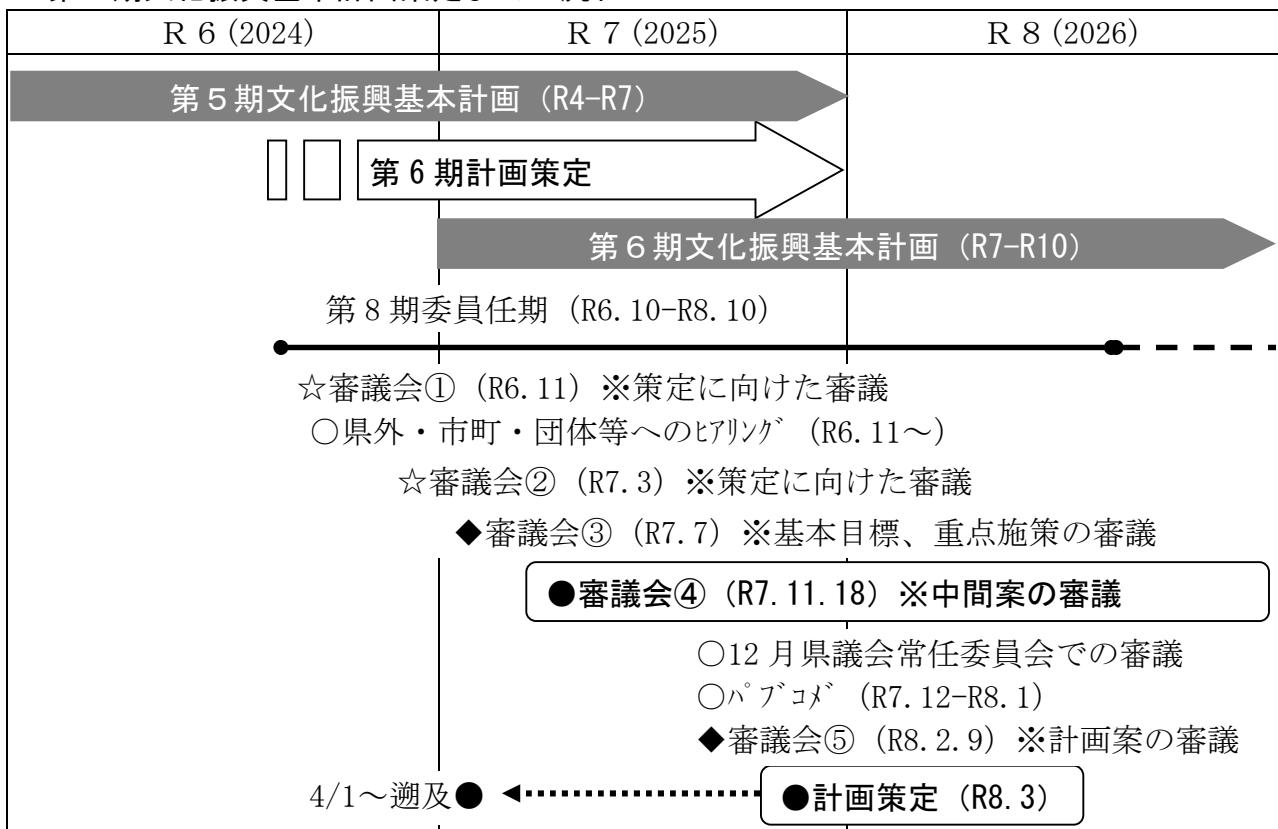
第6期文化振興基本計画策定について

1 静岡県総合計画との整合

静岡県政の基本指針であり、各分野別計画の根幹である最上位計画の「次期総合計画」が、「文化振興基本計画」に先駆けて、知事任期の4年間を基本に計画期間が設定されることとなった。



2 第6期文化振興基本計画策定までの流れ



令和7年度第1回文化政策審議会（令和7年7月15日）委員意見への対応状況

項目	意見内容	対応
基本目標	社会の変革を強く打ち出すため、「つながり、生み出す、ウェルビーイング社会の実現」などに再構成するべき。（西村委員）	基本目標を修正しました。
	ウェルビーイングがどのような社会を目指しているのか、具体的にわかりやすい言葉で書いた方が、県民にはわかりやすい。（澤田委員）	第3章に記載しました。
	人々が文化芸術に触れ、幸福を感じながら、日々仕事や生活を楽しみ、健康に生きる事ができる社会がウェルビーイングな社会といえるのでは。（遠山委員）	第3章に明記しました。
重点施策全般	重点施策ごとに、目玉となるような、さすが静岡だなと言われるユニークかつクリエイティブな施策を盛り込んで欲しい。（太下委員）	超老芸術、デジタル資産コミュニティ、企業研修、文化財3D等を明記しました。
	重点施策の5つの項目の言葉やテーマは、今回の案のように、汎用性のあるものでよく、具体性は計画の中で記載すれば良いと思う。（山田委員）	具体性や地域性の記載を充実させました。
	県民の目線で、分かりやすく納得出来る内容と表現にすべき。重点をしぼり、何をやりたいのか明確にすること。何もかも書き込むと、全体が見えなくなる。（遠山委員）	第4章の1は主な取組を記載し、第4章の2で各文化施設ごとに具体的な取組を記載しました。
①世界に輝く しづおかの文 化芸術の創造	静岡が世界のどの分野でナンバーワンを目指すのか、どのような文化的アプローチで発信するのか、目標と手段の両面を明確に設定すべき。（西村委員）	各重点施策で基本的な考え方を示すことにより、個々の事業における目標設定、手段検討の基盤とします。
	本県の豊かな地域資源を「背景とした」という言い方ではなく、「活用した」と積極的な言い回しに変更すべき。（櫛野委員）	「活用した」に修正しました。
	S P A C以外の様々なアート活動をしている人たちにも、もう少し目を向けるような言葉の表現が必要。（古川委員）	「本県ゆかりのアーティストの起用」等、各所に記載しました。
	コンクールの開催は、必ずしも世界を目指す若い音楽家の育成や、文化の創出に繋がるわけではないので、書き方の検討が必要。（古川委員）	地域への効果に焦点を当てた記載に修正しました。

	<p>「超老芸術」のように、高齢化に文化芸術が向き合う姿を見せて、それを世界に発信していくことは、高齢化が最速で進んでいる日本の義務。(太下委員)</p> <p>食文化の発信は、項目をはっきりさせて、その活用と、豊富な食材がある静岡の存在感を明確にPRすることが必要。(遠山委員)</p> <p>お茶を「消費財」として販売するだけでなく、「体験」を含めた「文化資本」として世界に発信するようなアプローチが、静岡らしさの魅力を多くの方に伝える発信につながる。(西村委員)</p> <p>全てのプロジェクトを点で動かすのではなく、文化政策と産業政策というように、県として横につなげて一体化した形にしていく事が必要。(岩本委員)</p>	重点施策1、2に「超老芸術」を明記しました。
	<p>アーティストが、その地域に水や空気や土と同じように、そこにあることが大事であるという事が認識されるようになることが重要。(鈴木委員)</p>	[県内外のアーティスト等と住民との交流]にアーティストとの交流の意義を明記しました。
	<p>食文化は最強のコンテンツなので、県内の市町が食文化創造都市になるよう県として積極的に推進支援する事が望ましい。(太下委員)</p>	市町の取組を支援する旨記載しました。
②県民による創造的な活動の活性化	<p>文化芸術が多様な人を包摂し、社会の分断を乗り越える力を持つという意味でも、「共生社会の実現を目指し」等の記載が必要。(櫛野委員)</p>	「施策の目的」に明記しました。
	<p>県民という言葉は、少し閉じた印象があるので、静岡県にゆかりのある人たちも含めてメンバーとして活用して欲しい。(鈴木委員)</p>	「子どもから高齢者までのあらゆる世代の県民、関係人口、二地域居住者などの多様な主体」に修正しました。
③多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり	<p>イノベーションの基盤づくりの中には「人づくり」も含まれ、それがイノベーションの創出にも活用されているという記載があるといい。(山田委員)</p>	「施策の目的」に「人づくり」を明記しました。
	<p>アートは主に問い合わせを提供するものなので、全てのアートが課題解決に向かうというような考え方にならないように、連携を進めていくべき。(古川委員)</p>	「施策を進める上での考え方」に文化芸術の「問い合わせを立てる力」について明記しました。

④文化芸術に触れる機会の充実	文化芸術が「地域経済の活性化」や「新たな産業創出のエンジン」となり、その収益が文化に再投資される「好循環」を生み出す「文化経済戦略」の視点を明確に打ち出すべき。(櫛野委員)	「施策を進める上での考え方」に明記しました。
	多分野との連携という点では、国も積極的に進めている文化観光の推進を全県挙げて進めていくべき。(太下委員)	「施策を進める上での考え方」に「文化観光」を明記しました。
	企業はどのような文化支援を求めているのか、アートは企業活動にどのように寄与し得るのか。その双方向的な対話を政策形成の中に組み込むことが、実効性を高める鍵になる。(西村委員)	〔産業との連携〕に、企業を対象とした調査を明記しました。
	静岡県の企業がもっと創造的になっていくために、企業におけるクリエイティブな研修の推進を県が旗を振って進めていくべき。(太下委員)	〔産業との連携〕に、企業研修について明記しました。
	マッチングのためには、アーツカウンシル以外に、もう少し現場に踏み込んだ調査員的な形の仲立ちをする人の存在が必要。(古川委員)	〔コーディネート人材との連携、育成〕に明記しました。
	重点施策の目的に、「デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法で、文化芸術に触れるることは」等の記載が必要。(櫛野委員)	「施策の目的」に明記しました。
⑤文化芸術を支える環境づくり	「デジタル技術の戦略的活用」は、地域格差の是正を解消する手段の一つになるので、重点施策4に記載すべき。(櫛野委員)	〔デジタルアーカイブの活用〕等で明記しました。
	子ども向けのプログラムに静岡県が力を入れていることを発信し、その成果を外の人が知る事ができる機会を増やしてほしい。(榆木委員)	〔子どもたちの文化芸術鑑賞機会の提供〕を設け取組を明記しました。
	文化政策を今後考えていく上で、デジタル技術の活用はもう少し大きく扱うべき検討課題。(木下委員)	〔誰もがアクセスしやすい環境づくり〕〔デジタルアーカイブの活用〕で明記しました。
	デジタル化で最初に必要になるのは、文化資源のデジタルアーカイブ化の推進と国際発信。デジタルアーカイブ化を全県で薦めていくべき。(太下委員)	〔デジタルアーカイブの活用〕等で明記しました。
	文化芸術活動が自律的に発展するよう経済的・制度的に構築していくという意味から、「持続的な」環境づくりを進めますという記載が必要。(櫛野委員)	「施策の目的」に明記しました。

資料 2

	人口減少という課題に対して、文化施設をどういう形で運営していくか、歴史や文化を共有できるような地域間の連携が必要。（鬼頭委員）	〔県文化施設の運営方法の検討〕で検討の実施について明記しました。
	文化施設のハード面を今後どう維持していくか、例えば、県は長寿命化計画を策定し、市町の施設は県が支援する等の体制づくりが必要。 (太下委員)	〔県文化施設の計画的な修繕〕に明記しました。また、市町の施設については、〔文化に関わる担い手等のネットワーク化〕で市町と連携した検討等を明記しました。
	市町では、上手く活用されていないホールもあるので、そういう所も調査して、現状を調べて欲しい。（古川委員）	〔文化に関わる担い手等のネットワーク化〕で市町と連携した検討等を明記しました。
	地域が長く育んできた伝統文化を重視することは、県民が身近なところで文化を楽しむことでき、ウェルビーイングにも繋がっていく。（遠山委員）	〔伝統芸能の担い手や支援者等への支援〕を明記しました。
	地域の伝統芸能は、外の人間がその価値を分かっているので、その担い手や支援者等のネットワーク化は、かなりこれから期待できる施策。 (古川委員)	〔伝統芸能の担い手や支援者等への支援〕を明記しました。
	「地域資源」の一つである伝統的文化の調査・研究（掘り起こし）や保存管理を推進していくことを、項目の取組の一つに加えるべき。（西田委員）	〔伝統芸能の担い手や支援者等への支援〕を明記しました。
	県や市町がアーティストの活動をサポートする取組を、一步踏み込んでやる事ができれば、静岡県の文化政策は素晴らしいものになる。（澤田委員）	〔アーティスト等が活動を続ける環境づくり〕に活動領域拡大の促進を明記しました。

※委員意見を反映した主な箇所は、中間案の中に下線（点線）で表示しました。

第6期 静岡県文化振興基本計画 (中間案)

令和7年11月 静岡県

第6期静岡県文化振興基本計画

目 次

第1章 文化振興基本計画とは	1
1 計画の目的	
2 計画期間	
3 計画の位置付け	
第2章 文化芸術の価値と意義	3
1 対象とする文化芸術の範囲	
2 文化芸術の価値と意義	
3 文化芸術を取り巻く環境	
4 第5期計画中の主な成果と課題	
第3章 基本目標	16
1 第6期計画の基本目標	
2 基本目標の考え方	
○ 第6期計画の施策体系図	18
第4章 施策展開	19
1 重点施策	
重点施策 1 世界に輝くしづおかの文化芸術の創造	
重点施策 2 県民による創造的な活動の活性化	
重点施策 3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり	
重点施策 4 文化芸術に触れる機会の充実	
重点施策 5 文化芸術を支える環境づくり	
2 好循環を創出する地域文化ネットワークの形成	
第5章 計画の推進と進行管理等	50
1 計画の推進	
2 計画の進行管理	
第6章 県文化施設・機関における方針と取組	54
資料編	
計画策定までの経緯	
静岡県文化政策審議会委員名簿	
文化芸術基本法	
障害者による文化芸術活動の推進に関する法律	
静岡県文化振興基本条例	

第1章 文化振興基本計画とは

1 計画の目的

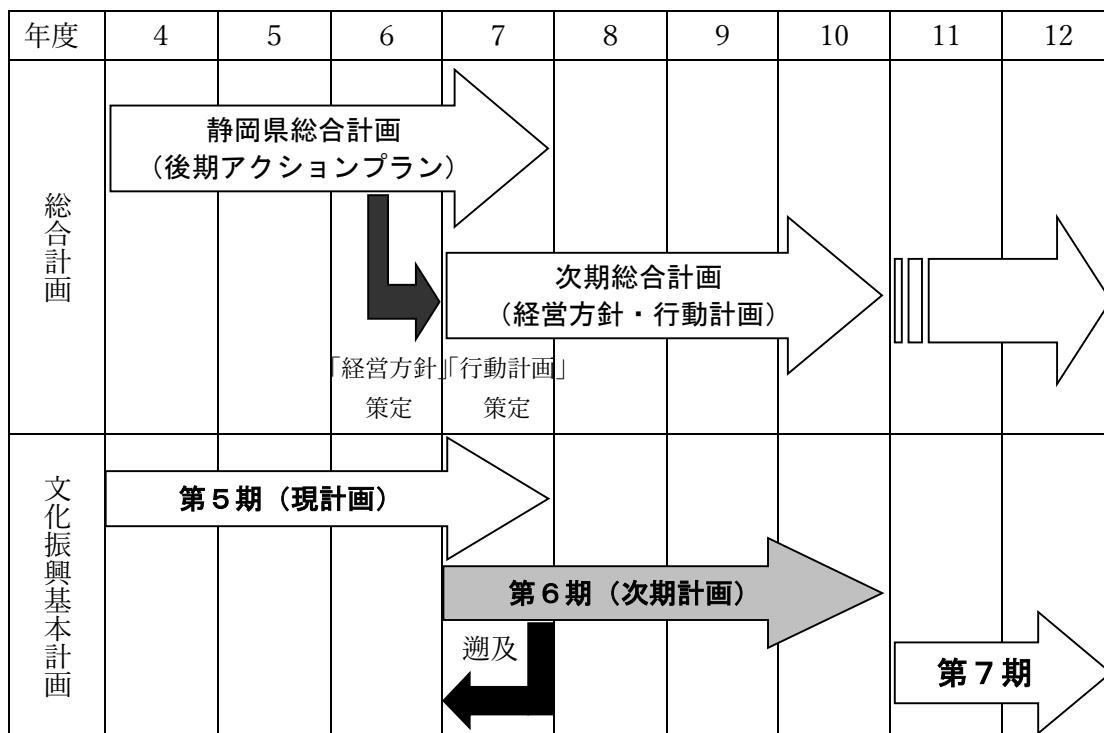
「静岡県文化振興基本計画」(以下「計画」という。)は、「静岡県文化振興基本条例」(平成18年10月施行。以下「条例」という。)第6条に基づき策定するものです。

本県の文化振興の目標や進める施策を明らかにし、文化振興施策の総合的かつ効果的な推進を図ることにより、①個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現、②文化に関する活動を行う権利を県民一人ひとりが互いに尊重しあう社会の実現に寄与することを目的としています。

2 計画期間

文化振興は、その成果が現れるまでに比較的長い期間を要することから、長期的視点に立って取組を進めることが重要です。

本計画期間は、策定は令和8年3月ですが、本年度の4月に遡り、令和7年度から令和10年度の4年間を計画期間とします。

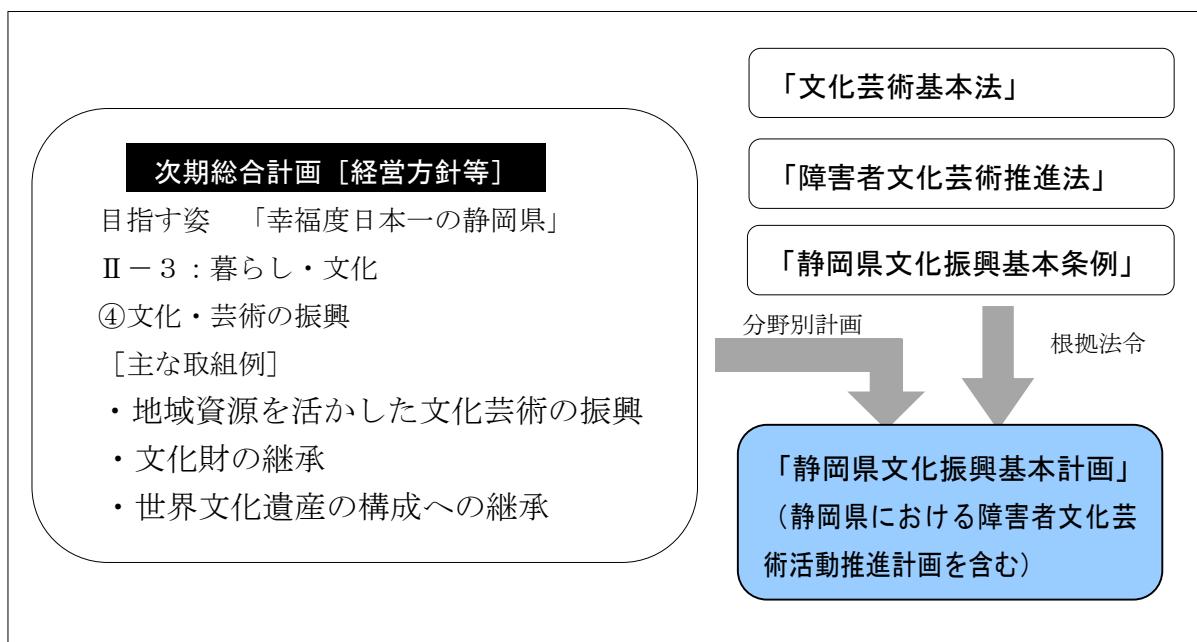


3 計画の位置付け

この計画は、静岡県次期総合計画の「文化・芸術の振興」に関する分野別計画として、条例に基づき文化政策の具体的な取組を明らかにし、本県の文化振興の基本となる計画です。

また、この計画は、次の法令に規定する計画として位置付けられています。

- ・文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）第 7 条の 2 第 1 項に規定する「地方文化芸術推進基本計画」
- ・障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成 30 年法律第 47 号）（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）第 8 条に規定する「地方公共団体における障害者による文化芸術活動の推進に関する計画」



第2章 文化芸術の価値と意義

1 対象とする文化芸術の範囲

○ 文化の範囲は幅広く、すべての人に関わるもの

「文化」という言葉の示す範囲は、非常に広く、文学・音楽・美術・演劇・舞踊などの芸術全般、映画・漫画・アニメーションなどのメディア芸術、地域固有の祭礼や行事などの伝統芸能、茶道・華道・書道・食文化などの生活文化、囲碁・将棋などの国民娯楽、伝統工芸、文化財等、衣食住をはじめとする暮らしの全般にわたり、人が人として生きることの根源に文化があると言えます。

本計画では、文化が有する価値や、文化が個人や社会・経済、地域などにおける力を改めて確認することにより、作品の創作や発表にとどまらず、まちづくり、産業、観光、福祉、教育など幅広い分野にわたって、すべての人に関わる政策であることを基本的な考え方としています。

2 文化芸術の価値と意義

(1) 国の文化芸術基本計画

国が平成30年に定めた「文化芸術推進基本計画」において、文化芸術は、国民全体及び人類普遍の社会的財産として、創造的な経済活動の源泉や、持続的な経済発展や国際協力の円滑化の基盤になるものであり、以下のような本質的及び社会的・経済的価値を有しているものとされています。

(文化芸術の本質的価値)

- ・豊かな人間性を涵養し、創造力と感性を育む等、人間が人間らしく生きるために糧となるもの。
- ・国際化が進展する中にあって、個人の自己認識の起点となり、文化的な伝統を尊重する心を育てるもの。

(文化芸術の社会的・経済的価値)

- ・他者と共に感し合う心を通じて意思疎通を密なものとし、人間相互の理解を促進する等、個々人が共に生きる地域社会の基盤を形成するもの。
- ・新たな需要や高い付加価値を生み出し、質の高い経済活動を実現するもの。
- ・科学技術が発展し、情報化が進展する中にあって、人間尊重の価値観に基づく人類の真の発展に貢献するもの。
- ・文化の多様性を維持し、世界平和の礎となるもの。

また、令和5年に定めた第2期文化芸術推進基本計画には、本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環やウェルビーイングの向上を図るために

文化芸術が果たすべき役割が増大しているとされています。

- ・文化芸術は、人々の創造性を育み、豊かな人間性を涵養するとともに、人と人の心のつながりを強め、心豊かで多様性と活力のある社会を形成する源泉となるものである。また、地域社会の基盤を形成し、人々の生活の礎となり、彩りと潤いを与えるものとして、洋の東西を問わず、人類にとって必要不可欠なものであり続けている。
- ・文化芸術は、近年、観光・まちづくり・国際交流・福祉・教育・産業その他の分野との緊密な連携の下、様々な価値を生み出しており、今後も、創造的な社会・経済活動の源泉として、デジタル化等の技術革新を取り入れながら、新たな価値や収益を生み、それが本質的価値の向上のために再投資されるといった好循環を通じて、我が国社会の持続的な発展に寄与し続けていくことが期待される。
- ・国際的にも、多様性、包摂性、持続可能性をキーワードとした新たな社会の実現に、文化芸術が大きく貢献することが共通認識となりつつある。また、文化芸術は世界の平和にも寄与するものであり、人々のウェルビーイングの向上を図るためにも、文化芸術が果たすべき役割が増大している。

(2) 文化芸術の価値

○人生を豊かにし、人間性を育む

文化芸術は、私たち一人ひとりに楽しさや感動、精神的な安らぎや生きる喜びをもたらして人生を豊かにします。また、単に心地よく美しいだけではなく、人間の内面や心理的な葛藤を表現することで、私たちに深い思考をもたらし、苦しみや悲しみ、怒りといった感情を呼び起こすこともあります。

文化芸術によって、私たちの五感が刺激され、様々な感情を味わうことは、自己を見つめ直し、困難と向き合い、それらを克服する人間性を育むことにもつながります。

○ 創造性を刺激する、高める

創造性は、新しいアイデアや概念を生み出し、独自性が高い価値を創造する能力とされています。

文化芸術は、私たちの行動様式や価値観を形成し、新しいものの見方やアイデアなどを生み出す創造性の土壤となり、創造性は、新たな文化芸術を生み出し、進化させる力となります。

自然の中で遊びを生み出すなど、自由な発想でのびのびと創造性を發揮していた子ども達も、大人になり、画一性や安定性が求められる中で、自らの創造性にふたをしてしまい、文化芸術は一部の特別な人がつくったものを「鑑賞」する

ものであるという捉え方を生み、それが文化芸術と距離を置いてしまう要因にもなっています。

そうした中、地域に入り滞在制作を行うアーティストの活動に住民が関わることで、自らの創造性を認識し、アーティストの力を借りるなどして、それを発揮する事例も増えてきました。

このように、アーティストとの交流が、住民の創造性を触発するだけでなく、アーティストの創造性も刺激し、その養分にもなることから、アーティストが文化芸術の送り手で、住民が受け手、という一方向でなく、双向の関係性を重視することが大切です。

○ 自己表現力を養い、コミュニケーション能力を育む

自己の内面にある感情、思考、価値観などを、言葉・絵・音・身体などを用いて外に表す「表現」は、他者とのコミュニケーションを図る上でも重要です。自分の気持ちと向き合うことが自己肯定感を高め、気持ちを他者に伝えることがより良い人間関係を築くために必要といわれており、特に、人格形成期の子どもが音楽や美術、演劇など他者の表現に触れ、自己表現の力を養い、他者とのコミュニケーション能力を育てることが大切です。

また、高齢者が自ら表現したり、他者とのコミュニケーションを図ったりすることができるような参加型、共感型の文化芸術活動を展開することで、心身の健康の維持・向上や社会的孤立の防止につながることも期待されます。

○ 共生社会の形成

国内外の多様な文化に触れるなど、自分と異なる様々な文化や考え方があることを知ることは、相互に理解し合うことの大切さ、他者に対する寛容さを学ぶ貴重な機会となります。

多様性(Diversity)、公平性(Equity)、アクセシビリティ(Accessibility)、包摂性(Inclusion)を表す「D E A I」という言葉のとおり、文化芸術は、人と人を結び付け、相互に理解し、尊重できる社会の形成に寄与するとともに、年齢、性別、障害、国籍などの属性に関わらず、誰もが社会参加できる機会を開く社会的包摂の機能をもっています。

○ 地域社会の維持、活性化

地域の祭りは、地域社会のつながりやその大切さを改めて認識する機会であり、住民が主体となって行う創造的な活動です。こうした活動に主体的に関わる人々が増えることは、地域の魅力を高めるとともに、コミュニティの形成を促進し、災害時の復興にも寄与するなど、地域の維持、活性化につながります。

文化芸術は、新しいものを取り入れ、生み出していくことによって継承され、発展するものであり、祭りのように住民が主体となる創造的な活動を活性化することで、地域のアイデンティティを可視化、共有し、シビックプライドの醸成や、それらを通じ新たに地域文化を創造することが大切です。

○まちづくり

まちづくり、特に、遊休不動産をリノベーションの手法を用いて再生するまちづくりと文化芸術との親和性は高く、まちづくり事業者等とアーティストが連携した取組が各地で見られるようになりました。また、商店街等の店舗で文化芸術に関わるイベントや場づくりを行うことは、エリアに与えるポジティブな効果があり、エリアの価値を向上させるといわれています。

○ 関係人口の創出、移住・定住の促進

地域活性化に取り組む人が、アーティストと連携し、活動をより創造的なものにすることにより、様々な人材を引きつけ、地域の魅力向上や地域産業の高付加価値化にもつながります。

多様な価値を認め合い、新たな挑戦を応援する土壌が形成されることで、そこで暮らしたいと思う若者が増えるなど、魅力ある地域が形成されます。

県外のアーティストが二地域居住等により、本県でも活動を行うことで、異なる視点で地域の魅力が発掘され、新たな文化が創造される可能性も開かれます。

○ 産業や経済における価値創造の源泉

経済産業省では、令和5年度に文化芸術と経済社会が互いに支え合い発展していくようなエコシステムの構築に向けて「アートと経済社会について考える研究会」を設置し、報告書を公表しました。また、令和4年度の政策特集では、経済社会がアートを支えるのではなく、アートが経済社会を支えていく時代を迎えたとし、以下のとおり記載されています。

- ・最新の科学技術とアートの融合は、イノベーションの起爆剤にもなる。メディアアートと呼ばれる最新のテクノロジーを活用したアートは、科学技術の可能性を無限に広げる役割が指摘されている。アートは、自由に発想され、創作されるものであるため、思いもよらないテクノロジーの活用方法を企業や科学サイドに示すことができ、全く新しい商品・サービスの創出等、企業のイノベーションを引き起こす触媒となる。
- ・アートは多くの分野で経済社会を変革するポテンシャルをもっている。アートと経済社会との距離感を縮め、アートと経済社会が相互に良い影響を与えていくようなエコシステムを構築することで、これから経済社会の発展を促

していくべきではないか。

本県でも、第4期文化振興基本計画において、「文化「を」社会が支えると同時に、文化「が」社会を支える」という考え方を打ち出し、企業との連携を進めつつありますが、経済界においても、文化芸術が新たな発想や行動変化を引き出したり、事業のイノベーションを起こす起爆剤となるなど、社会の様々な分野において突破口を見出したい人達が、文化芸術との関わりに関心をもつことが期待されます。

○ 観光における重要な要素

多くの人々にとって魅力的な観光地を形成していくためには、その地域独特的な文化的な魅力を発掘し、磨き上げ、情報発信していくことが重要です。

文化観光推進法は、文化の振興を起点として、観光の振興と地域の活性化につなげ、これによる経済効果が文化の振興へと再投資される好循環を創出することを目的としています。多くの人々に本県の文化資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義の理解につながり、新たな文化の創造・発展へもつながります。また、文化の振興を起点とした観光の振興が、消費活動の拡大・地域の活性化をもたらし、その経済効果が新しい文化の創造を含めた文化振興に再投資される好循環が創出されることで、持続的な発展が可能となることが期待されます。

○ 医療や福祉の現場での活用

文化芸術は、生涯にわたって人に生きる喜びを与えるものであるとともに、心に傷を負った時に癒しを与え、困難を乗り越え回復する力であるレジリエンスを高めるなど、人々の心に夢や希望をもたらし、力を取り戻す礎にもなります。

アーツカウンシルしづおかの調査によれば、約8割の高齢者が文化芸術活動を行っているときに「生きがい」を感じていることであり、生きがいを持って暮らす高齢者が増えることは、健康状態の改善、認知症やうつ病の予防、そして社会参加の促進につながると考えられます。

さらに、地域活動や社会参画といった人同士のつながりの強化を通じて心身の健康を支える「社会的処方」の取組も有効とされており、今後、様々な現場で取り入れられていくことが期待されます。

3 文化芸術を取り巻く環境

(1) 人口減少

本県の人口は、平成 19 年の 379 万 7 千人をピークに減少傾向にあります。令和 32 年（2050 年）の本県の人口は 282 万 9 千人となり、平成 19 年のピーク時の約 4 分の 3 まで減少する見込みです。

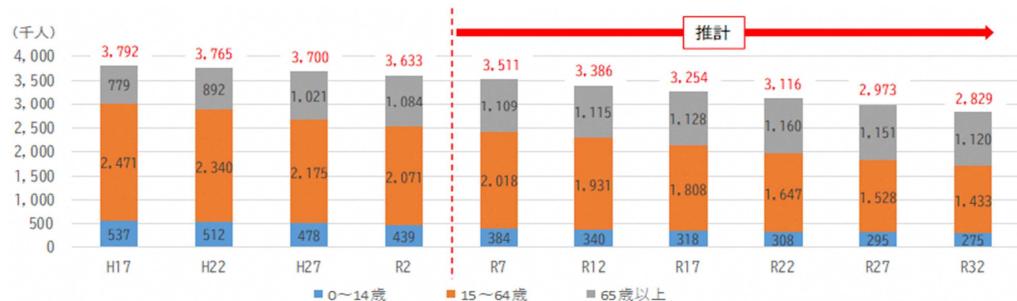
人口構造をみると、年少人口が 9.7%、生産年齢人口が 50.7%、高齢者人口が 39.6% となり、約 3 人に 1 人以上が高齢者となる見込みです。

平成 20 年に出生数が死亡数を下回る「自然減」に転じて以降、出生数の減少と死亡数の増加により、自然減が拡大しています。

また、進学や就職を契機として、若者を中心に毎年約 6 千人が首都圏へ転出する状況が続いている、地域社会の将来を担う世代の流出が大きな課題となっています（「社会減」）。

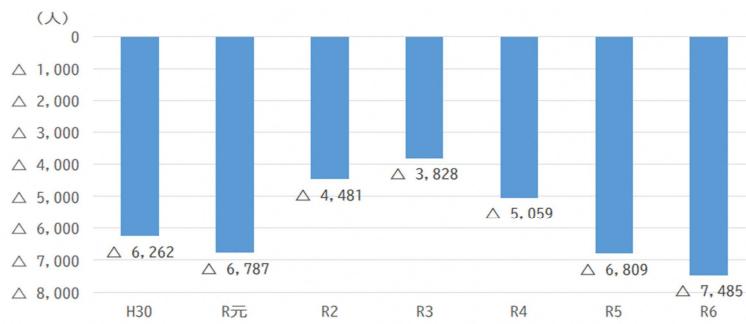
人口減少社会において、デジタル技術の活用等による社会全体の生産性の向上や、多様な人材の活躍促進等が必要になっており、地域の魅力を高め、交流人口、関係人口の拡大や、若者の移住促進、高齢者の健康長寿推進などの面で、文化芸術の力を発揮していく必要があります。

図表 1：静岡県の人口（年齢階層別：H17～R32）



（出典：総務省「国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年推計）」）

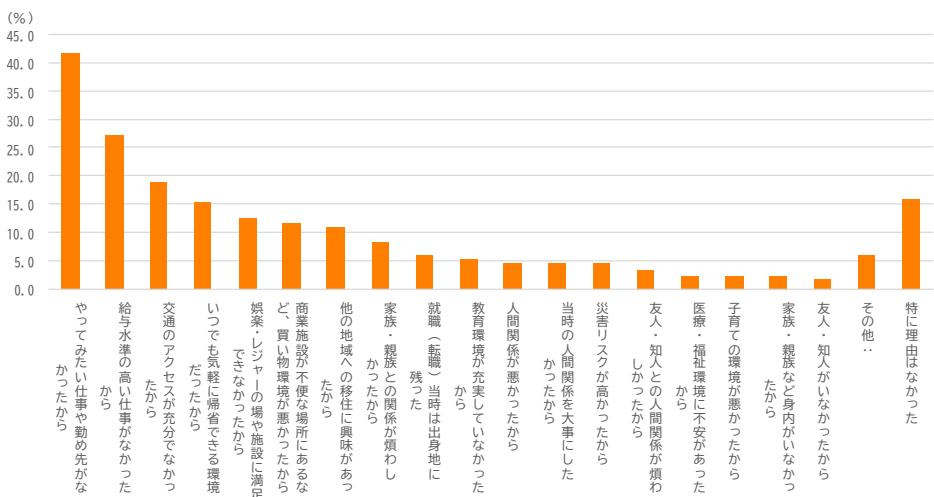
図表 2：対首都圏における社会減（転出入）の状況



（出典：総務省「住民基本台帳人口移動報告」）

（注）首都圏：東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県

図表3：県外転出者（若年層）が本県に戻らなかつた理由



(出典：静岡県「若年層の県外転出者に対する意識調査（R1）」)

(2) デジタル技術の進展

生成AI等の人工知能や、IoT、ビッグデータ解析など、デジタル分野の革新的な技術が急速に進展しています。

コロナ禍を経て、単なるデジタル技術の導入だけでなく、キャッシュレス決済やテレワークの浸透といった、県民の暮らしやビジネスのあり方を変革する、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の重要性が社会全体で認識されました。

デジタル技術の活用により、ものづくり、農林水産業、観光、医療・福祉分野などにおける生産性の向上や、新たなビジネスモデルの創出、行政サービスの利便性向上など、人口減少下にあっても成長していく持続可能な社会への変革が期待されています。

文化芸術においても、デジタルアートやVRを活用した新しい表現の形が生まれる可能性が広がっています。

4 第5期計画中の主な成果と課題

(1) 第5期計画中の主な成果

第5期計画においては「多種多彩な文化が花開き、一人ひとりが表現者になる『ふじのくに芸術回廊』の実現」を基本目標に掲げ、子どもたちを感性豊かに育み、生涯を通して文化に親しめる地域社会を目指し、施策を展開しました。

重点施策	主な成果
世界に輝く しづおかの 文化芸術の 振興	<ul style="list-style-type: none">・東アジア文化都市2023の開催を通じた民間での国際交流・富士山世界遺産登録10周年・S P A Cの世界的評価・県立美術館の裏山も活用した独自性の高い企画展・富士山静岡交響楽団の日本オーケストラ連盟正会員昇格
社会の多様 な担い手に による創造的 な活動の推 進	<ul style="list-style-type: none">・ふじのくに芸術祭と障害者芸術祭の一体的開催・アーツカウンシルしづおかの本格稼働による文化芸術の社会的価値への理解促進、住民の創造的活動の活性化・高齢者によるユニークな表現活動を「超老芸術」として発掘・紹介・まちづくり事業者等による文化芸術を活用した取組の拡大
文化芸術に 触れる機会 の拡充と人 材育成の促 進	<ul style="list-style-type: none">・S P A Cによるインクルーシブ型体験講座の開催・子ども芸術大学など子どもの体験メニューの一元化を図り、学校への冊子「ふじのくに文化教育プログラム」配布・S P A C演劇アカデミー、清水南高校演劇専攻の創設
文化芸術を 振興する仕 組みの充実	<ul style="list-style-type: none">・アーツカウンシルしづおかのコーディネートによる企業とアーティスト等とのマッチング・文化資源をストーリーで紹介する「しづおか遺産」制度の創設
持続可能な 文化活動の 推進	<ul style="list-style-type: none">・県立美術館による美術品修復のためのクラウドファンディング・県文化財団による子ども対象事業実施のための企業協賛募集・文化財の三次元データ化の促進、防災ガイドブックの作成・県、市町、公立文化施設等の担当者による研究会立ち上げ

- ・東アジア文化都市2023「日中韓アーティスト協働」において、アーティスト・イン・レジデンスを実施した地域芸術祭の主催団体が、終了後に韓国から招聘されたり視察団を受け入れたりするなど、交流が拡大しました。
- ・静岡県立美術館は、あまり知られていないかった本県出身のアーティスト集団の活動に光を当てるなど、地域文化の再評価にも取り組みました。地域文化を重

視する姿勢が本県ゆかりの作品の寄贈にもつながり、美術館のコレクションの質と多様性を高める成果となりました。

- ・アーツカウンシルしづおかは、企業における社員研修や、障害のある人と若手社員との交流を通じた障害者雇用の促進、空き家を活用したアートセンターの創出など、アーティスト等と様々な分野の人々をつなぎ、取組の活性化を図りました。
- ・令和6年度に清水南高校芸術科に演劇専攻を設置し、S P A Cの俳優等による演劇人材の育成が始まりました。S P A Cの俳優がアーツカウンシルしづおかが支援する地域団体と協働するなど、地域社会においても人々の創造性を喚起し、活躍の場を広げています。
- ・文化財の魅力を知ってもらうため、令和6年度に、文化財の3次元データ整備事業を立ち上げました。3Dデータは、文化財活用サイト「レガシズ」内で公開し、文化財を普段は見ることのできない様々な角度で楽しめるとともに、文化財の修繕にも寄与する取組として普及を図っています。
- ・県立美術館による美術品修復のためのクラウドファンディングや、県文化財団による子ども対象事業実施のための企業協賛募集など、財源確保の取組が、目的とする事業の実施につながりました。

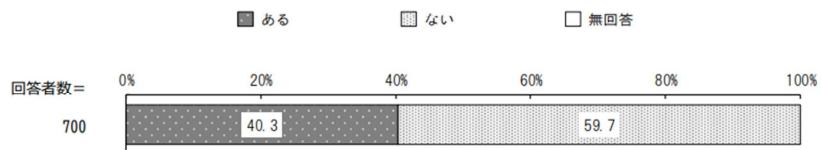
(2) 文化に関する意識調査等の結果

○本県の文化芸術の発信強化

本県には、世界遺産富士山、日本一深い駿河湾などの豊かな自然環境や、徳川家康をはじめとする歴史、食文化をはじめ、S P A Cに代表される世界的に優れた創造活動が展開されていますが、自分が誇りに思う文化活動等があると答えた人の割合は、40.3%に留まっています。地域の文化資源への理解は、文化の保存・継承や新たな文化の創造・発展に欠かせないだけでなく、世界とのつながりを築く上でも重要です。

問26 あなたのお住まいの地域には、あなた自身が誇りに思う、よその地域の方に紹介したくなる文化資源(独特の文化活動、歴史的な文化遺産や祭・芸能、その地域ならではの景観や食文化など)がありますか。

「ある」の割合が40.3%、「ない」の割合が59.7%となっています。



出典：静岡県「令和6年度文化に関する意識調査」

○文化芸術を実践又は支援する人の減少

令和6年度の「文化芸術を鑑賞した人の割合」は58.6%と、コロナ以前の数値に戻りつつありますが、「文化芸術を実践又は支援した人の割合」は17.1%と、平成26年度以降で最低の水準に留まっていることから、様々な場所や場面で、文化芸術との関わりを持つ機会を増やしていく必要があります。

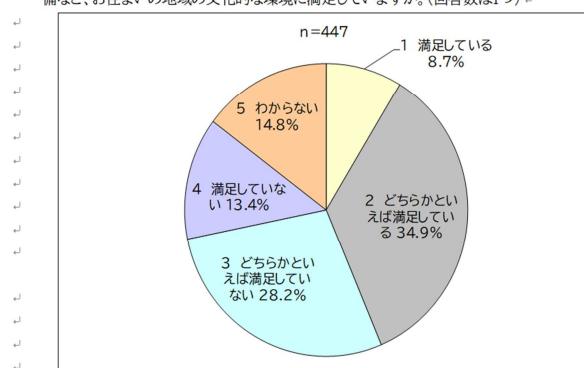
	H26	H27	H30	R 3	R 6
昨年1年間に文化・芸術を鑑賞した人の割合（外出を伴うものに限る）	59.2%	67.9%	63.3%	40.4%	58.6%
昨年1年間に文化・芸術を実践、又はボランティア等で活動を支援した人の割合	21.4%	22.4%	19.9%	23.6%	17.1%

出典：静岡県「文化に関する意識調査」

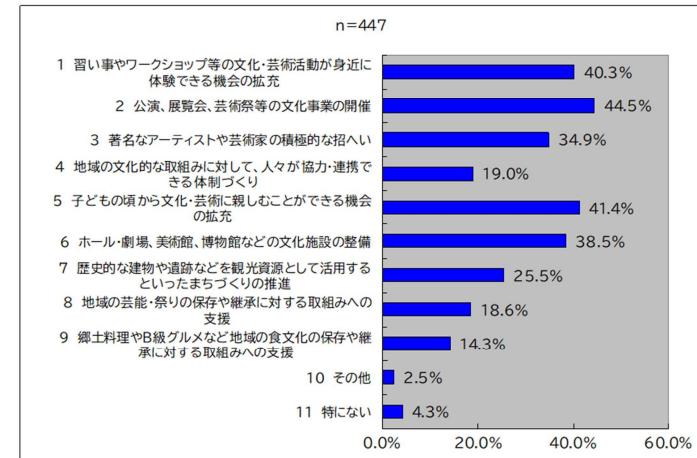
○県内各地での文化事業の実施

「住んでいる地域の文化的な環境に満足しているか否か」を聞いた質問に對しては、43.7%の人が「満足」「どちらかといえば満足」と回答しています。「文化的環境を向上させるために必要なこと」については、「公演、展覧会、芸術祭等の開催等」が44.5%と最も多く、次いで「子どもの頃から文化芸術に親しむ機会の拡充」41.4%、「文化芸術活動が身近に体験できる機会の拡充」40.3%の順でした。身近な場所で文化芸術に触れることのできる環境づくりが必要です。

問2 あなたは、文化・芸術を鑑賞したり習い事をしたりする機会や、文化財・伝統的まちなみの保存・整備など、お住まいの地域の文化的な環境に満足していますか。（回答数は1つ）



問3 あなたは、地域の文化的な環境の満足度向上のために、何が必要だと感じますか。(複数回答可) ↗



出典：静岡県「第7回県政インターネットモニター調査」

○多分野との連携とコーディネート人材の確保

静岡県内に拠点をおくアーティストに対し行ったアーツカウンシルしづおかの調査では、約74%のアーティストが「文化芸術と多分野との連携を進めて行くべき」と回答しました。

連携してみたいと思う分野については、「まちづくり・地域コミュニティの活性化」が55.0%で最も多く、次いで「教育」が53.1%、「国際交流」が40.7%となっています。

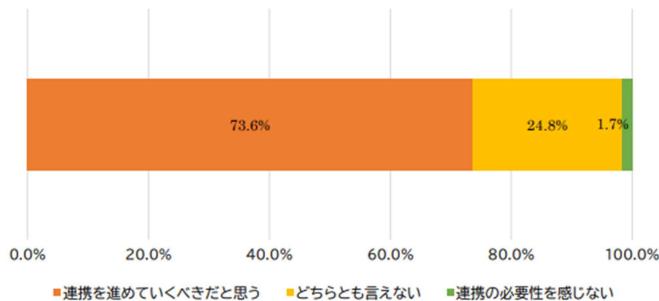
静岡県内で文化芸術が他分野との連携を進めるための課題としては、「文化芸術と他分野をつなぐコーディネーターがいない」が51.2%で最も多く、ついで、「他分野と連携するための資金がない」37.6%、「可能性は感じるが、行動の仕方がわからない」37.2%の順でした。

令和3年度にアーツカウンシルしづおかが県内企業と実施したパイロット事業においても、企業とアーティストの連携により成果を上げるために、企業側とアーティスト側に立つ2人の通訳がそれぞれ必要であるとの結果でした。

産業分野において、文化芸術との連携に期待が高まる一方で、企業とアーティストとで異なる言語や思考方法を調整するなど、アーティストと多分野をコーディネート出来る人材が必要なことが浮かび上がっています。

17)文化芸術は他分野との連携を進めていくべきだと思いますか、併せてその理由を教えてください

(n=484)



静岡県内で文化芸術が他分野との連携を進めるためには、どのような課題があると思いますか

(複数回答可)

文化芸術と他分野をつなぐコーディネーターがない	51.2%
他分野と連携するための資金がない	37.6%
可能性は感じるが、行動の仕方がわからない	37.2%
他分野の知り合いがいない、情報が入手できない	29.8%
自分の分野の活動に手一杯で、他分野と連携する余裕がない	26.4%
先行事例が少ないため、イメージが湧かない	25.8%

出典：アーツカウンシルしづおか「静岡県内のアーティスト等の活動環境およびコミュニティに関するアンケート調査」

（3）現状と課題

○創造性の一層の重視

- ・県は、平成18年度に制定した条例に基づき、「創造」、「享受」、「支える」を柱に事業を展開し、特に、子どもを中心とした鑑賞機会の提供「享受」に力を入れてきました。
- ・一方、「創造」については、平成29年度から静岡県文化プログラムの一環として「県民主体の創造的な活動」の支援を開始し、アーツカウンシルしづおかが継承しています。
- ・自らの創造性を発揮する経験は、地域資源の魅力の再認識や、アーティストの活動への関心を高める契機となり、生きがいの実感にもつながることから、県民主体の創造的な活動のさらなる活性化を図る必要があります。
- ・また、文化芸術の創造性を、イノベーションの創出や社員教育等の場面で活かしたいと考える企業も出現している好機を活かし、産業をはじめ様々な分野との連携を進めることにより、社会全体の創造性を高め、文化芸術への再投資を促すことが必要です。

○双方向性の重視

- ・一人ひとりが創造性を發揮し、文化芸術を身近なものとしていくためには、アーティストや参加者が主体的に関わり合い、対話や協働を通じて互いに影響を与え合う、双方向性を重視したプログラムを創出し、普及させる必要があります。

○時代に対応した文化施設等の今後の方向性

- ・人口減少により、文化芸術の担い手のみならず、公演の鑑賞者や博物館・美術館の入館者数等の減少にもつながり、需要の減少・市場の縮小が見込まれます。また、文化施設の老朽化も顕在化しつつあることから、今後の文化施設のあり方等を検討するとともに、文化芸術団体や文化施設等が経営力、企画力等のマネジメント力の強化を図る必要があります。
- ・アーティストが静岡県内で活動を継続できるよう、活動領域の拡大につながる取組を強化する必要があります。

以上の課題等を踏まえ、基本目標を設定し、基本目標の達成につなげる県が推進すべき政策の方向性を提示します。

第3章 基本目標

1 第6期計画の基本目標

一人ひとりが創造性を發揮し、
つながり、生み出す ウェルビーイング社会の実現
～文化が起点となり、イノベーションを創出する好循環の形成～

2 基本目標の考え方

自らの創造性を發揮し、アイデアなどを人に伝え、相互に影響を与え合うことにより、新たな視点や価値、活動などを生み出し、一人ひとりが生きがいや幸せを感じられるウェルビーイング社会の実現を目指します。

文化芸術の力を産業や観光の振興等に活かすことで、イノベーションを創出し、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環を形成します。

○ウェルビーイング (Well-being) とは

身体的、精神的、社会的に満たされた状態にあることを指します。

多様な個人それが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く場や地域、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態にあることも含む包括的な概念です。

人々が文化芸術に触れ、自らの創造性を發揮することにより、幸福を感じながら日々の仕事や生活を楽しみ、健康に暮らせる社会の実現を目指します。

○文化が起点となり、イノベーションを創出するとは

文化芸術の最大の特色は、すでにある資源を生かしながらも、これまでになかった新たな社会的価値を創造する、創造性にあるといえます。文化芸術は多くの分野で経済社会を変革するポテンシャルがあり、イノベーションの起爆剤にもなります。

先行きが不透明で目まぐるしく変化する時代にあって、答えが存在しない事態に直面することが増え、既存の価値観では対応できないケースも増えていますが、こうした時代こそ、創造性の土壤となる文化芸術を取り入れることで、解決に向けた糸口を見出すことが期待されます。

企業活動の要であるブランディング及びマーケティングのための研究開発は、クリエイティビティ（創造性）が必須であり、文化芸術が社会と人生の根幹に深く関わること、すなわち、ウェルビーイングの根幹にあるという観点から、文化芸術を捉えていくことが必要です。

第6期計画期間中に実施する施策は、上記の基本目標に沿ったものとしていくため、第4章「施策展開」において、重点施策及び県の具体的取組を提示します。

第6期計画の施策体系図

【第6期計画の基本目標】		
<p>一人ひとりが創造性を發揮し つながり、生み出す ウェルビーイング社会の実現</p> <p>～文化が起点となり、 イノベーションを創出する好循環の形成～</p>		
重点施策名	重点施策の目的・ねらい	核となる具体的取組
【重点施策1】 世界に輝くしづおかの 文化芸術の創造	<p>豊かな地域資源を活用した本県の魅力や価値が際立つ独自性の高い文化芸術を創造し、文化的な厚みが豊かな静岡県のブランドイメージを形成、発信することにより、世界とのつながりを生み出します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 世界遺産「富士山」の文化的価値の発信 S P A Cによる世界的な活動 県文化施設等における創造的な企画・活動 国際コンクールの開催、伊豆文学賞の実施 超老芸術のブランド化 食文化の発信 文化財の保存・魅力発信 県民主体の取組の活性化・発信
【重点施策2】 県民による 創造的な活動の活性化	<p>多様な人々を包摂する共生社会の実現を目指し、人々が主体となり創造性を發揮する機会を充実させ、交流を促進することにより、地域への誇りの醸成、地域社会の活性化を図ります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県芸術祭の開催 住民主体のアートプロジェクトの促進 子どもの創造活動の活性化 高齢者等、多様な人々の創造活動の活性化 県文化施設等における体験・参加プログラムの充実 文化芸術を核とした交流の活性化 文化に関わる専門的人材の育成 顕彰等による県民の文化活動の促進
【重点施策3】 多分野との連携による イノベーションの 基盤づくり	<p>まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野と、文化芸術との協働を促進し、各分野において新たな価値を生み出す人づくり、基盤づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりとの連携 観光との連携 地域文化ネットワークの形成 産業との連携 教育との連携 福祉との連携 コーディネート人材との連携、育成
【重点施策4】 文化芸術に触れる 機会の充実	<p>生涯にわたり文化芸術を身近なものとするため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法により、文化芸術に触れる機会の充実を図り、地域格差の解消と、双方向性を重視した取組の普及につなげます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 県民が文化芸術に触れる機会の充実 子どもたちへの鑑賞機会の提供 誰もがアクセスしやすい環境づくり アウトリーチ等の充実 デジタルアーカイブの活用 双方向型手法の普及
【重点施策5】 文化芸術を支える 環境づくり	<p>人口減少社会を踏まえ、県文化施設等の今後の方針を定め取り組むとともに、文化芸術の担い手等のネットワークや活動領域の拡大を図り、文化芸術を支える持続的な環境づくりを進めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 文化財団の機能強化 県文化施設の運営方法の検討 県文化施設の計画的な修繕 文化に関わる担い手等のネットワーク化 伝統芸能の担い手や支援者等への支援 アーティスト等が活動を続ける環境づくり 文化活動の継続に向けた財源確保
<p>第5期計画期間中の成果・動き</p> <p>社会情勢の変化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○人口減少、少子・高齢化 ○東京一極集中の再加速 ○生成AI等のデジタル技術の進展 ○異常気象、自然災害の増加 ○国際情勢の不安定化 <p>国の文化政策の変革</p> <ul style="list-style-type: none"> ○第2期文化芸術推進基本計画の策定（R5） ○文化庁京都移転（R5） ○日本博2.0の実施（R5～R7） ○博物館法の改正（R5） ○アートと経済社会について考える研究会報告書（R5） <p>5期中の本県の新たな取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○東アジア文化都市の開催（R5） ○県芸術祭・障害者芸術祭の一休開催（R6～） ○文化教育プログラムの展開（R5～） ○清水南高校における演劇専攻の設置（R6～） ○高齢者の文化芸術振興に関する提言（R7） ○文化資源の観光活用（R4～） 		

第4章 施策展開

1 重点施策

本章では、基本目標の達成に向けて、本計画期間中に実施する5つの重点施策について、具体的な取組を記載します。

重点施策 1 世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

重点施策 2 県民による創造的な活動の活性化

重点施策 3 多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

重点施策 4 文化芸術に触れる機会の充実

重点施策 5 文化芸術を支える環境づくり

本章では、5つの重点施策について、それぞれ次の記述を行います。

◆施策の目的

それぞれの重点施策の目的、ねらいについて記載します。

◆施策を進めるまでの考え方

それぞれの重点施策を実施するにあたって踏まえておくべき視点や考え方などについて記載します。

◆具体的取組

それぞれの重点施策に基づいて実施する、具体的な取組を記載します。

重点施策 1

世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

◆施策の目的

豊かな地域資源を活用した本県の魅力や価値が際立つ独自性の高い文化芸術を創造し、文化的な厚みが豊かな静岡県のブランドイメージを形成、発信することにより、世界とのつながりを生み出します。

◆施策を進める上での考え方

- ・本県は、世界文化遺産「富士山」や日本一深い駿河湾などの豊かな自然環境、徳川家康や堺反射炉をはじめ人々が築き上げた歴史、食文化など多様な地域資源を有しています。
- ・「SHIZUOKA せかい演劇祭」など世界的に優れた創造活動に加え、お茶を活かしたまちづくり等、地域の魅力向上を図る住民主体の取組を各地で活性化させる必要があります。
- ・AIやデジタル技術が進化する中、データ化が難しい感覚的・身体的な体験の意義が高まり、人ととのつながりなど、人間の本来的な能力が重要となっていることから、本県が「人間らしさ」を取り戻せる豊かな地域であることを可視化し、文化的な厚みが豊かな本県の魅力について一体的な発信を図ります。

◆具体的取組

〔世界遺産「富士山」の文化的価値の発信〕

- ・県は、「富士山」の顕著な普遍的価値を確実に後世へ継承するため、保存管理を着実に実行するとともに、その価値や魅力を国内外に発信し、地域資源として活用します。
- ・富士山世界遺産センターにおいて、世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値について、最新の知見を基に解説する企画展開催、研究成果のセミナーによる発表などで情報発信します。

〔S P A Cによる世界的な活動〕

- ・S P A Cは、令和3年度に策定した「演劇の都」構想に基づき、世界の演劇界で確固たる地位を築き、国内外の評価や認知度の一層の向上に向け、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、世界レベルの舞台芸術を創造し、国内外での公演の

一層の充実を図ります。

- ・S P A Cは、海外からトップレベルの劇団を招聘し「SHIZUOKA せかい演劇祭」を開催し、世界レベルの舞台芸術を国内外に発信します。

〔県文化施設等における創造的な企画・活動〕

- ・県立美術館は、令和8年度に開館40周年の節目を迎えます。引き続きコレクションを活用した企画性の高い展覧会を開催し、良質な鑑賞体験を提供します。

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、南アルプスをはじめとする本県の豊かな自然と生物多様性、それらを背景とする多彩な食文化などについて学ぶ機会を創出するとともに、世界に誇る財産として、魅力と価値を発信します。

- ・県文化財団は、静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」（以下「グランシップ」という。）をはじめ県内各地で実施する企画事業において、本県ゆかりのアーティストの起用や文化資源を活用することにより、本県の魅力を発信します。

〔国際コンクールの開催〕

- ・県は、日本最初の国際的プリマドンナである三浦環ゆかりの地として、令和8年度に第10回静岡国際オペラコンクールを開催します。浜松市で開催している浜松国際ピアノコンクールとともに、文化芸術を核とした地域の賑わいを創出し、魅力を発信します。

〔伊豆文学賞の実施〕

- ・県は、川端康成や井上靖など文豪の作品の舞台となった伊豆・東部地域について、「文学の地」としての存在感を高め、発信力を強化するため、伊豆地域を中心に県内の自然や歴史などを題材とした小説などを募集、表彰する「伊豆文学賞」を実施します。

〔超老芸術のブランド化〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、独自の創作を続ける高齢者による芸術表現を「超老芸術」と名付け、発掘・紹介していきます。この「超老芸術」は、誰もが自分らしく生きることを促すロールモデルであり、本県のウェルビーイング推進を象徴する概念として、そのブランディングと普及促進に取り組み高齢者の表現活動の活性化を促します。

〔食文化の発信〕

- ・県は、茶やわさび、日本酒など、多彩で高品質な農林水産物や加工品の生産が盛んであることを活かした静岡らしい食文化を振興するため、国内外への情報発信を行うほか、静岡の食や食文化が持つ優れた価値や効用について県民の理解促進を図ります。
- ・県は、緑茶輸出が拡大するなかで、世界に通用する静岡茶ブランドを策定し、伝統的な和食と茶の歴史や文化、静岡茶の産地、緑茶の生産流通技術等の静岡の食文化の魅力を静岡茶を通じて世界へ向け情報発信を強化します。
- ・県は、経済団体等と連携し、令和7年度に開催した「和食展しづおか」の本県食文化紹介パネル等を活用し、ふじのくに地球環境史ミュージアムにおいて、本県の特色ある食文化の継承の機運醸成や国内外への発信を図ります。

〔文化財の保存・魅力発信〕

- ・県は、歴史的建造物や伝統芸能をはじめとする国指定等文化財及び県指定文化財について、WEBサイトでその魅力を発信します。

〔県民主体の取組の活性化・発信〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、県民とアーティストやアートディレクター等（以下「アーティスト等」という。）との交流を促進することにより、県民が地域の魅力や地域資源を再認識するきっかけをつくり、県民主体のまちづくり等の取組の活性化を図ります。
- ・アーツカウンシルしづおかは、県内の先駆的な取組事例等を国内外に向け発表することを通じ、文化的な厚みが豊かな本県の魅力を発信し、多様な人々の交流を促進します。
- ・県は、ユネスコ創造都市ネットワークの音楽分野に加盟している浜松市を先進事例として情報提供を行うなど、文化芸術を核に海外の都市等と交流を図る市町等の取組を支援します。

重点施策2

県民による創造的な活動の活性化

◆施策の目的

文化芸術が多様な人々を包摂し、共生社会の実現を目指すため、性別、国籍、年齢、障害の有無などにかかわらず、県民が主体となり創造性を発揮できる機会の充実を図ります。

また、県民と国内外のアーティスト等との交流を促進することにより、地域資源の発掘や魅力の再認識、誇りの醸成を促し、交流人口や関係人口の拡大など、地域社会の維持、活性化につなげます。

◆施策を進める上での考え方

- ・子どもから高齢者までのあらゆる世代の県民、関係人口、二地域居住者などの多様な主体が、地域の文化を掘り起こし、共に考え、活動することを重視し、創造性を発揮する機会の充実を図ります。
- ・みんなでつくり、みんなで楽しむ祭のように、地域住民が主体となる創造的な活動を活性化させることで、地域のアイデンティティの可視化や、シビックプライドの醸成、新たな地域文化の創造につながることから、文化芸術の力を活かした創造的な取組を支援します。
- ・アーティストが地域に滞在し、地域住民との交流や一緒に創作活動を行う様子等を発信することで新たなアーティストを呼び込むなど、二地域居住や関係人口、移住・定住の促進においても文化芸術の存在感を高めていきます。

◆具体的取組

〔県芸術祭の開催〕

- ・県は、県民の文化芸術活動に参加する機会の充実と、相互理解の促進による共生社会を実現するため、県文化協会及び障害者福祉団体等との連携により、静岡県芸術祭を開催します。
- ・県は、県民の創造活動の発表の場、文化芸術を通じた交流が活性化するよう、次世代を担う若者をはじめ、障害のある人など多様な人々の参加を促進します。

〔住民主体のアートプロジェクトの促進〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、自然環境や文化、産業等の地域資源の活用や、子育て、地域コミュニティの維持、伝統文化の継承、共生社会の実現等の社会課題に、新たな視点で先駆的に取り組む県民主体の創造的な活動（アートプロジェクト）を支援します。

〔子どもの創造活動の活性化〕

- ・県は、子どもを対象とした事業において、市町、文化施設、文化団体等と連携し、子どもの創造性を伸ばす「子ども芸術大学」等の機会を提供します。

〔高齢者等、多様な人々の創造活動の活性化〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、誰もが自分らしく生きることを促すロールモデルとなる「超老芸術」の紹介等を通じ、超高齢社会における高齢者の表現活動や、若い世代を含む多様な人々の創造的な活動の活性化を図ります。

〔県文化施設等における体験・参加プログラムの充実〕

- ・県立美術館は、講演会、美術講座、ロダン館デッサン会等の体験型ワークショップを実施するほか、Webコンテンツを拡充し、来館者に限らず幅広い人々に美術に接する機会を提供します。

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、県民が自主的に学ぶことができる生涯学習拠点づくりを推進するため、研究員の専門性を生かした、幼児から大人まで世代に応じた多彩な体験型講座等を開催します。

・県文化財団は、グランシップを主な拠点として、県民参加によるイベント、公演とそれに付随した事前レクチャーやワークショップ等を実施します。

・S P A Cは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、県民が参画し、学べる演劇イベント等を開催します。

〔文化芸術を核とした交流の活性化〕

- ・県立美術館は、ロダン館を起点として国内外のアーティストとの連携を進め、市民参加型の新たな創作体験の場を提供します。

- ・アーツカウンシルしづおかは、県民と県内外のアーティスト等との交流を促進し、地域資源の発掘・再認識を促すとともに、県民とアーティスト等が創造性を触発し合い、新たなアートプロジェクトの創出等につなげるマイクロ・アート・ワーケーション等の事業を実施します。
- ・アーツカウンシルしづおかは、ゲストハウスやカフェなど的人が集まる施設等を近隣住民が継続的に地域文化の発掘・発信、創造活動を行ったり、アーティストが滞在制作（アーティスト・イン・レジデンス）を行ったりする場として活用するまちづくり団体の取組を促進します。
- ・S P A Cは、多文化共生社会の実現に貢献するため、県内在住外国人を中心とした地域住民と協働で演劇を創作するプロジェクトを推進します。
- ・県は、令和5年度に、民間から譲渡された旧ヴァンジ彫刻庭園美術館について、文化振興や交流の拡大、地域経済の活性化を目指し、東部・伊豆地域の文化の拠点とするため開業に向けた準備を進めます。

〔文化に関わる専門的人材の育成〕

- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、大学が実施する博物館実習やインターンシップの学生を積極的に受け入れ、博物館に関わる人材の育成を支援します。
- ・県文化財団は、静岡県出身・在住等の地域ゆかりの音楽家を育成・支援する「グランシップ登録アーティスト」事業を実施します。
- ・S P A Cは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、県民が参画し、学べる演劇事業の推進や実践的な演劇人の育成を進めます。
- ・アーツカウンシルしづおかは、アートプロジェクトの支援や、セミナー、講演会の開催、相談窓口の運営等により、地域・社会の様々な課題に対応するアーティストや住民プロデューサー等の人材発掘・育成を行います。
- ・県は、障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」等において、障害福祉サービス事業所等関係機関から情報収集を行い、障害のあるアーティストの発掘・支援を行うとともに、障害のある人の文化芸術活動を支援する人材の養成を行います。

〔顕彰等による県民の文化活動の促進〕

- ・県は、県民の文化芸術活動への意欲を高めるため、芸術・文化・学術活動を通じ、顕著な実績を残し、かつ一層の発展が期待される個人や団体に対して授与する「文化奨励賞」や、多年にわたって文化芸術の発展向上に尽力した個人に対して授与する「文化芸術功労者表彰」等により、その活動を顕彰します。
- ・県文化財団は、「ふじのくに地域づくり創造賞」を設け、社会課題への対応や地域資源を活かした創造的な活動を通じて、「新しい価値を暮らしの中に」創造していくことが期待される活動の担い手の功績を表彰します。
- ・県は、文化財保存・活用団体の活動を活性化し、意欲を高めるため、文化財の保存・活用実績がある団体を「文化財保存・活用推進団体」として認定するとともに、特に優れた団体を表彰します。

重点施策3

多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

◆施策の目的

文化芸術と、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野との協働を促進することにより、地域社会の創造性を拡張し、各分野においてイノベーションを生み出す人づくり、基盤づくりを進めます。

◆施策を進める上での考え方

- ・先行きが不透明で変化が激しい時代の中で、未来を創造していく力や、自ら「問い合わせ」を生み出し形にする力が必要とされています。文化芸術の持つ「問い合わせ立てる力」や「既存の枠組みを揺るがす力」を社会課題解決に応用することで、通常の手法では到達が難しい、深層的な変革を促す可能性が高まります。
- ・文化芸術の力により、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野の質を向上させるなど、文化芸術が「地域経済の活性剤」や「新たな産業創出のエンジン」となり、生み出された経済効果が文化に再投資される「好循環」を生み出します。
- ・アーティストのアイデアが産業と結びつき、新たな価値を生み出すエコシステムの育成や、異分野の人材や知見がつながりアイデアを交換するコミュニティの形成の県内各地での進展を促します。
- ・国内外から訪れる観光客が示す様々な反応は、受け入れる側にとっても異文化体験の機会となり、地域のアイデンティティ形成や誇りの醸成にも寄与することから、文化観光を推進するとともに、第5期で提示した文化ゾーンの考え方を発展させ、デジタル等も活用した多様な地域文化ネットワークの形成を進めます。
- ・企業が文化芸術を取り入れる意義については、社会貢献のみならず、社員の創造性を高めイノベーション創出するなど自社の成長のために必要だと考える企業が、スタートアップを中心に増えているとされており、こうした機運を活かし、企業との連携を進めます。

◆具体的取組

〔まちづくりとの連携〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、ゲストハウスやカフェなどの人が集まる施設等を、近隣住民が継続的に地域文化の発掘・発信、創造活動を行ったり、アーティストが滞在制作（アーティスト・イン・レジデンス）を行ったりする場として活用するまちづくり団体の取組を促進します。人々の生活圏単位の小規模な創造・交流拠点が県内各所に広がることにより、文化芸術の力を活かしたまちづくりに寄与します。

〔観光との連携〕

- ・県は、インバウンド需要の拡大に向けて、世界文化遺産富士山をしづおか旅のコアバリューとし、「食・食文化（ガストロノミー）」や「温泉」などの地域資源とを掛け合わせた付加価値の高いコンテンツの創出を推進します。また、国内旅行需要の取り込みに向け、「アニメ」、「ロケ」、「サウナ」など新たな顧客層開拓につながるコンテンツを活用した“推し活”ツーリズムを推進します。
- ・富士山世界遺産センターは、観光事業者のファムトリップを受け入れ、国内外の観光客の誘致につなげます。

〔地域文化ネットワークの形成〕

- ・県は、東部・伊豆地域のネットワークを推進するため、サブスクリプション（定期課金）サービスや、デジタル資産によるコミュニティ、エコシステム形成の仕組み等を活用し、東部・伊豆地域に点在するユニークな美術館、博物館等の情報の一体的な発信による誘客の促進、文化活動の活性化等を図ります。その成果を踏まえ中部、西部地域等への展開を図ります。
- ・県は、点在する文化資源をストーリーで紹介する「しづおか遺産」により、文化財を周遊観光の素材として活かします。
- ・県は、舞台芸術公園の観光資源としての活用の検討を進めます。

〔産業との連携〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、コミュニティの維持や地域の活性化を図るため、少子高齢社会、移住促進、企業のブランド化、観光、福祉、教育などの様々な分野の課題に対応する人々と、文化芸術を結びつける活動を促進します。こうした活動の活性化が、カルチャープレナー（文化起業家）を輩出する土壌となるなど、文化経済のネットワーク形成につなげます。
- ・県は、企業が文化芸術に期待する内容や課題などのニーズを把握するため調査を行います。企業経営にアートを取り入れる意義についての理解を促進するとともに、文化芸術の力を活用した企業研修といった施策等につなげます。
- ・アーツカウンシルしづおかは、企業に対しアート思考を用いた研修や、アーティストを交えた越境学習を提案します。アーティストと共に素材や製品の新たな可能性を探るワークショップ等を試行するとともに、企業とアーティスト等とのマッチングを行うなど、文化芸術の力を活用した企業におけるイノベーションの創出に寄与します。
- ・S P A Cは、演劇の訓練やコミュニケーション手法を活かして、企業向けの研修プログラムを開発し、ビジネス社会の人材育成に貢献します。

〔教育との連携〕

- ・県は、県立高校において、S P A Cと連携した演劇活用授業の実施、部活動の充実等による演劇教育の拡充を図ります。
- ・県、県文化施設、県文化財団、S P A Cは、学校等での鑑賞機会を設けるとともに、教育委員会と連携して学校に効果的に情報提供することで、多くのこどもたちの鑑賞・体験機会の増加につなげます。（重点施策4〔こどもたちへの鑑賞機会の提供〕に記載）

〔福祉との連携〕

- ・県は、介護予防の観点で県内各地に形成されている「通いの場」等と連携し、「超老芸術」をはじめ、文化芸術を取り入れた活動の活性化を図ります。
- ・アーツカウンシルしづおかは、高齢者施設や病院における対話型鑑賞等導入をはじめ、社会的処方への文化芸術の活用の先進事例の紹介等を通じ、施設等での取組の拡大につなげ、人々の自己肯定感の向上、孤立感の軽減等に寄与します。

・アーツカウンシルしづおかは、「超老芸術」の紹介等を通じ高齢者の創造意欲を喚起することで社会参加を促し、高齢者が生きがいを感じ、健康状態の改善や、認知症やうつ病の予防につながることを期待します。また、高齢者の創造活動が活性化し、外出機会や社会参加が増えることで、衣食や娯楽、交通、文化芸術関連サービスなどへの支出が促されるなど、高齢者の消費活動による経済の活性化にも寄与します。

〔コーディネート人材との連携、育成〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、まちづくり、産業、観光、福祉、教育等の分野と、文化芸術との協働を促進するため、異なる分野の言語や思考方法を調整するコーディネーターやファシリテーターの候補者を発掘し、講座や試行的事業への参加等による専門性の向上を支援します。
- ・静岡文化芸術大学は、多角的な視点に立って文化芸術と社会システムの両面を理解し、多様な分野で文化芸術の持つ力を社会に活かすことのできる人材を育成します。

重点施策4

文化芸術に触れる機会の充実

◆施策の目的

平均寿命が延びる中、生涯にわたり文化芸術を身近なものとするため、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法により文化芸術に触れる機会の充実を図り、地域格差の解消と、双方向性を重視した取組の普及につなげます。

◆施策を進める上での考え方

- ・文化芸術を身近なものとするため、多様な文化芸術を鑑賞・体験する機会を提供します。特に、子ども時代の文化芸術体験は、豊かな感性や創造力、コミュニケーション能力を育む根幹的な経験となり、AIが進展する中、自らの感覚を研ぎ澄ませ、自分とは異なるものの見方や考え方を理解することが重要であることから、アウトリーチ等の充実を図ります。
- ・地域格差の解消につなげるため、県、市町、関係団体等、文化振興の実施主体間の連携を進めるとともに、デジタル技術とリアルな場を融合した多様な手法を創出します。
- ・参加者が受け手に留まらず、アーティストとの対話や協働等、参加者の主体性を引き出す双方向性を重視した取組を推進します。

◆具体的取組

〔県民が文化芸術に触れる機会の充実〕

- ・県立美術館は、広く、また生涯を通じて県民に美術作品の鑑賞の場を提供するため、コレクションを活用した展覧会や移動美術展を開催するほか、国内外の作品を借り受けた特別展を開催します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、来館の機会を拡充するとともに、夜間ならではの展示やイベントを楽しんでもらうため、ナイトミュージアムを実施します。
- ・県は、小中学生から高齢者に至る幅広い世代の県民に対し文化財に親しむ機会を提供するため、「レガシズ」等のWebサイトで文化財の魅力を発信するとともに、市町等関係機関と連携して「しづおか遺産オータムフェア」を開催します。

- ・県は、世界遺産「富士山」や、鋤山反射炉を含む「明治日本の産業革命遺産 製鉄・製鋼、造船、石炭産業」の顕著な普遍的価値を後世へ継承するため、県内各地での県民講座等の開催やWebサイトやSNSを活用した価値や魅力の発信を進めています。
- ・富士山世界遺産センターは、多様な観覧者の需要に応えるため、企画展において、人文科学、自然科学を問わず様々なテーマを設定して多角的に富士山を紹介するほか、常設展示の内容を随時更新し、充実させていきます。
- ・県文化財団は、本県ゆかりのアーティストの起用や文化資源を活用することにより、県民が本県の価値を再認識する機会をつくります。また、県民のニーズを踏まえると同時に新たな客層を意識した幅広いジャンルの公演事業を実施します。
- ・アーツカウンシルしづおかは、「みんなでつくり、みんなで楽しむ」アートプロジェクトが県内全域で活発に実施されるよう支援することを通じ、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。
- ・S P A Cは、舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなるよう、世界レベルの舞台芸術作品の創造と上演により、県民に多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。
- ・県は、日本オーケストラ連盟の正会員となった富士山静岡交響楽団が、地域の音楽文化の普及と向上を目的に行う活動を県内企業とともに支援し、県民が文化芸術に触れる機会の拡大につなげます。

〔子どもたちへの鑑賞機会の提供〕

- ・県は、子どもたちの能力を更に伸ばす機会を創出するため、中学生を対象に、国内外で活躍する講師による講義やグループディスカッション等による学びの機会を提供する「未来を切り拓く Dream 授業」を実施します。
- ・県立美術館は、ロダン館の彫刻をクイズ形式で鑑賞する事業やバックヤードツアーや、学芸員による出張美術講座など、特色ある学校連携プログラムを推進するとともに、未就学児を対象とした鑑賞会を実施します。
- ・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、子どもが人と自然の関係の歴史を理解し、「百年後」を展望できるよう、学校現場と連携し未来志向の展示・講座の充

実を図るとともに、ガイドや展示交流員による対話型展示を通じ、地球環境について思考し、理解を深める機会を創出します。

・埋蔵文化財センターは、文化財の調査・研究機能を強化しつつ、学校教育、社会教育等関係機関と相互に連携し、県民が出土品や調査成果に触れる機会を提供します。

・富士山世界遺産センターは、子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値を伝えるため、職員が学校に出向き、教育旅行の事前学習となる講義等を実施するほか、来館時にワークシートやクイズシート等を用意するなど利用しやすい環境を整え、教育旅行での観覧を推進します。

・県文化財団は、1年を通して「グランシップこどものくに」等のイベントを実施し、未就学児を中心に親子で楽しみながら創造力や豊かな感性を育む場を創出するなど、子どもの年齢・成長段階に応じた文化芸術の体験機会を提供します。

・県文化財団は、中学・高校の多感な時期に、より多くの文化芸術に触れることで視野を広げ共感力を養うため、「中高生のためのオーケストラ」等の鑑賞事業、交通費支援事業に、県内各地の文化施設と連携しての高校生アートラリー事業を実施するほか、こども・学生料金の安価な設定により若い世代の文化芸術体験を支援します。

・S P A Cは、県内中高生が学校教育中に舞台芸術の素晴らしさと本県が世界に誇るS P A Cの演劇を体験できるよう、静岡芸術劇場等においてS P A Cの舞台を鑑賞する機会を提供します。

・県は、第5期期間中に、県、県文化施設、S P A C、文化財団が実施する子どもを対象とした事業を集約した冊子「ふじのくに文化教育プログラム」を学校へ配布しました。引き続き、教育委員会と連携して学校への効果的な情報提供を行い、より多くの子どもたちの鑑賞・体験機会の増加につなげます。

〔誰もがアクセスしやすい環境づくり〕

・県は、障害のあるひとの作品を日常的に鑑賞できる機会を提供し、その魅力を発信するため、障害者芸術ポータルサイト「Findart（ふあいんだー）」を運営し、W e b美術館や作者紹介等のコンテンツを充実させます。

- ・県立美術館は、障害のある人が文化芸術に触れる機会を提供し、発展させ、誰もが当たり前に美術館を楽しめる環境を整えていきます。
 - ・県立美術館は、訪日外国人、日本在住の外国人等の多様なニーズに応えていくため、展示室のキャプションをはじめとする館内の案内掲示などを多言語対応に改善し、多言語解説等による国際発信力強化に努めます。
 - ・県文化財団は、公立ホールにおける合理的配慮を推進するため、スマートフォン・タブレット等を利用した多言語字幕サービスの活用を一部の事業で実施します。
 - ・S P A Cは、障害のある人が舞台芸術に触れることができるよう、バリアフリー観劇の鑑賞サポートを推進します。
- 〔アウトリーチ等の充実〕
- ・県は、県内の子どもたちに、多様な文化芸術に触れ、楽しさや魅力を実感する体験を提供するため、県域で活動する文化芸術団体と連携し、学校への出前公演等を実施します。
 - ・ふじのくに地球環境史ミュージアムでは、来館が難しい地域や層に向けて、ミュージアムキャラバンの展示や、研究員が講師となって地域の自然について学ぶイベントや講座等を実施するなど、アウトリーチ活動の充実に取り組みます。
 - ・富士山世界遺産センターは、研究員等が学校の授業や公民館などで開催される社会人学校等に出向き、世界遺産「富士山」についてわかりやすく解説する出前講座を開催します。
 - ・県文化財団は、地域、生活環境に関わりなく文化に触れる機会を拡充するため、県内公立文化施設との共催によるグランシップ出前公演を実施するほか、主に小学校を対象にしたアウトリーチ事業を実施します。
 - ・S P A Cは、公演を観る機会の少ない遠隔地の中高生をホールに招待する出張公演を行います。

- ・S P A Cは、子どもたちに演劇の楽しさや魅力を感じられる体験を提供するため、演劇やダンスのワークショップや部活動指導、学校行事への支援等を行う学校訪問プログラムを実施します。
- ・S P A Cは、障害のある子どもたちが質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を提供するため、特別支援学校に俳優等を派遣して、アーティストと触れ合う機会を提供します。

〔デジタルアーカイブの活用〕

- ・県は、県内の歴史文化資源である文化財の3次元データを計測し、アーカイブ化するとともにメタバースしづおかによる公開や体験会の開催など、文化財の新たな体験機会を提供します。
- ・県は、経済産業大臣の指定する伝統的工芸品3品目及び知事が指定する郷土工芸品21品目について、沿革や特徴、作品や工房の紹介、商品の購入方法等を、Webサイトで紹介します。また、伝統工芸品の技術伝承や担い手育成を図るため、業界団体等に対し、動画制作等を働き掛けていきます。
- ・県立美術館では、作品を様々な角度から見られる3D画像や高精細画像など、収蔵品を中心としたデジタルアーカイブの製作及びそのコンテンツの充実に取り組みます。Webでの鑑賞機会の提供を拡大するとともに、来館して実物を体感したいという思いを高め、来館者の増加につなげます。

〔双方向型手法の普及〕

- ・アーツカウンシルしづおかは、県文化施設、文化団体や県内各地で実施されるアートプロジェクトにおいて、双方向型の事業が展開されるよう先進事例の紹介等を行います。

重点施策 5

文化芸術を支える環境づくり

◆施策の目的

人口減少社会を踏まえ、県文化施設等の今後の方向性を定め取り組むとともに、文化芸術の担い手等のネットワークや活動領域の拡大を図り、文化芸術を支える持続的な環境づくりを進めます。

◆施策を進める上での考え方

- ・人口減少により、鑑賞者や入館者の減少にも影響を与え、需要の減少・市場の縮小が想定されます。一方、文化施設の老朽化が進む中、修繕費等の増大が見込まれることから、県文化施設の今後のあり方等について検討します。
- ・文化芸術団体や文化施設等が経営力、企画力、コンプライアンス対応等のマネジメント力の強化を図る取組を市町等と連携し進めます。
- ・文化芸術に関わる人材が、県内で安定して活動できるよう、アーティストの活動領域拡大等の支援につながる取組を促進します。

◆具体的取組

〔文化財団の機能強化〕

- ・県は、アーツカウンシルしづおかを含む県文化財団が、本県の文化振興の中核を担う県域の中間支援組織として、より精力的な活動ができるよう、機能の強化を支援します。

〔県文化施設の運営方法の検討〕

- ・県は、県立美術館等直営の文化施設や、グランシップ、舞台芸術公園等の指定管理施設の運営について、文化政策の総合化、企画・発信力の強化、効率化等の側面から、今後の運営方法についての検討を行います。

〔県文化施設の計画的な修繕〕

- ・県は、文化施設の老朽化やデジタル化への対応等により必要となった建物や設備の修繕を中期維持保全計画に基づき計画的に実施し、文化資源の収集・保管及び次世代への継承を図るとともに、県民が安全に体験・鑑賞できる環境整備に努めます。

- ・県は、県民が将来にわたって本県の歴史文化を体感できるよう、文化財の所有者や市町が行う文化財の修理や整備、防災対策工事等への支援を行います。

[文化に関わる担い手等のネットワーク化]

- ・県は、アーツカウンシルしづおかとともに、市町の文化行政担当課職員、公立文化施設職員などで構成する「市町文化行政連絡会議」等を通じ、国、県、市町の施策、公立文化施設に係る情報共有や課題解決に向けた検討などの連携を図ります。

- ・県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。

- ・県文化財団は、県内公立文化施設間のネットワークにより全県の文化力向上を図るため、静岡県公立文化施設協議会を運営するとともに、公立文化施設職員の課題解決や実践的な能力の向上、連携強化を図るセミナーを実施します。

- ・アーツカウンシルしづおかは、住民・企業・団体・大学・市町等と連携し、文化芸術の枠を越えた幅広い分野とのネットワークづくりを進め、県文化政策の効果的な展開に貢献します。

- ・S P A Cは、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みづくりを検討するため、県内の演劇団体が集い情報交換できるネットワークづくりに貢献します。

[伝統芸能の担い手や支援者等への支援]

- ・県は、地域に根ざした文化財の保存・活用に向けて、「静岡県文化財保存活用サポートセンター」が中心となり、市町に対し、文化財保存活用地域計画の作成・認定のための指導や計画推進に向けた助言等を行います。

- ・県は、近年の少子高齢化や生活様式の変化により、様々な課題を抱える無形民俗文化財について、保存継承ネットワーク会議等の開催を通じ、各保護団体の保存継承に向けた取組を支援します。

- ・アーツカウンシルしづおかは、伝統芸能の継承に新たな視点で取り組む団体の活動や、アーティスト等と連携した地域文化の掘り起こし、復活・継承等の取組等の支援を行います。

[アーティスト等が活動を続ける環境づくり]

・県は、公立高校においてS P A Cと連携した演劇活用授業の実施や、部活動の充実等による演劇教育の拡充を図るなど、アーティストの活動領域拡大を促進します。

・アーツカウンシルしづおかは、相談窓口の運営や、地域住民や企業等とアーティスト等をマッチングし、アーティスト等の活動領域の拡大につなげるなど、アーティスト等が安心して活動を続けられる環境づくりに取り組みます。

・静岡県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」は、支援コーディネーターや専門アドバイザーを配置し、障害のある人の活動環境や発表機会の創出、権利保護などの相談に応じます。

[文化活動の継続に向けた財源確保]

・県は、市町や文化施設等が継続的に活動するための資金を調達できるよう、国や各種団体の助成制度の情報を分かりやすく伝え、制度の活用を促進します。また、企業版ふるさと納税やクラウドファンディングなど自治体への寄附制度の活用など、文化事業の実施に必要な財源確保に努めます。

・県は、文化施設における記念写真やミュージックビデオの撮影等、施設本来の用途とは異なるユニークベニューとしての活用を推進し、財源確保に努めます。

・県立美術館は、美術館品の収集・保存・管理・展覧会やイベント開催など美術館の活動を継続していくため、運営基盤強化の支援制度を創設し企業連携による外部資金獲得に取り組みます。

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、外部調査研究資金のほか、研究員を講師として派遣する場合の謝金の獲得など、研究員の専門知識を有効に活用し、持続可能な施設運営の財源確保に取り組みます。

・県文化財団は、こども・学生料金や中高生鑑賞プラン等の料金メニュー、交通費支援制度、学校アウトリーチ、ひとり親家庭への公演招待といった鑑賞支援の取組を「こどもたちのための文化芸術プロジェクト」として企業協賛を募り、子どもたちを対象とした事業の財源を確保します。

- ・県文化財団は、グランシップ友の会の見直しを行い、法人会員の皆様にサポーターとして公益事業の運営への協力を得られるような制度を検討します。
- ・S P A Cは、世界的評価を生かした公演の充実や収益事業等の財源確保を進めることで、経済的自律に向けて運営の安定化を図ります。

2 好循環を創出する地域文化ネットワークの形成

(1) 地域文化ネットワークの考え方

静岡県は、美しい自然景観に恵まれ、古くから歴史の舞台となり、民話や伝説、伝統芸能が受け継がれ、特色のある食文化も有するなど、多様な地域資源、文化資源が県内各地域に広がっています。

こうした多様な資源を可視化し、周遊を促すなど、文化観光を推進することで、消費活動の拡大等をもたらし、その経済効果が文化芸術に再投資される好循環の創出が期待されます。

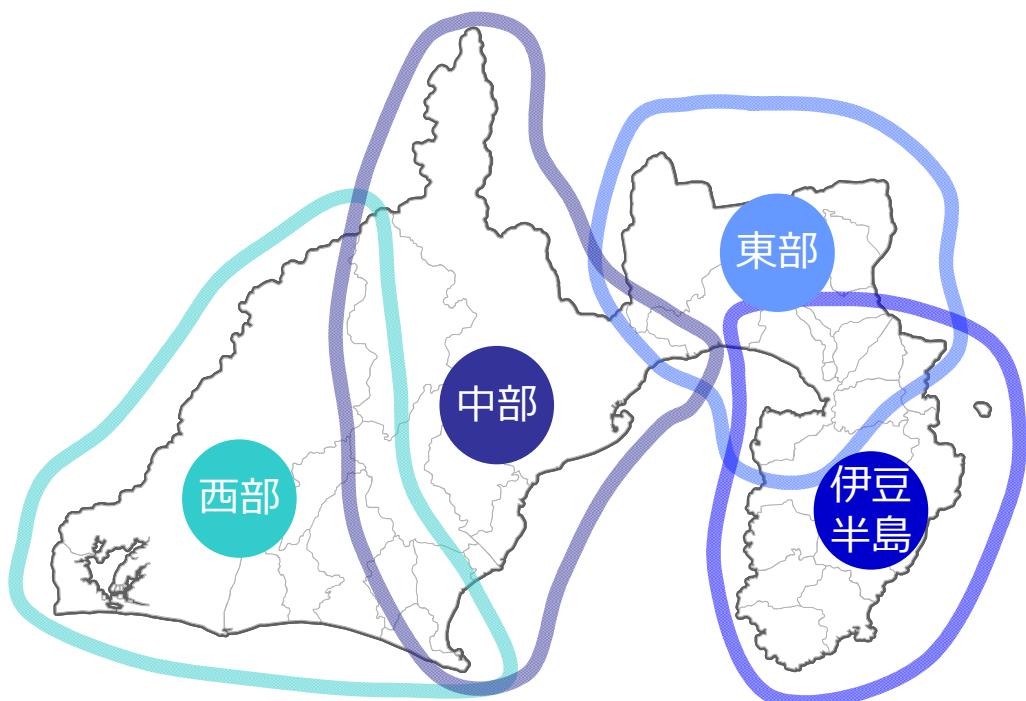
多くの人々に本県の地域資源の魅力を伝えることは、文化の保存・継承の意義についての理解促進や、新たな文化の創造・発展につながることから、地域文化ネットワークの形成を進めます。

静岡県総合計画では、県内を以下の4つの地域に区分しており、下記はその区分に沿って主な地域資源を取り上げました。また、総合計画では、地域ごとの目指す姿を定めていることから、これに文化芸術の力を活用する取組の方向性を記載しました。

地域文化ネットワーク形成に当たっては、この4区分にとらわれず、より小規模なものも含め、地域の主体性を重視し、デジタル技術を活用するなど多様なネットワークが各地で活性化することを目指します。

(2) 各地域の特色

各地域は、それぞれに特色のある多様な資源を有しています。



◆伊豆半島地域

伊豆半島地域は、世界ジオパークに認定され、火山地域特有の地形の変化に富み、日本の歴史上でも重要な出来事が多く起きた自然的、歴史的背景に富んだ地域です。

歴史的には、平安時代、鎌倉時代の源氏や北条氏にゆかりのある文化財が多く残り、令和4年の大河ドラマの舞台となっています。江戸時代に移ると、峯山の幕末の当主江川英龍により建造された「峯山反射炉」が「明治日本の産業革命遺産」として世界遺産の構成遺産に登録されました。黒船が来航した下田を含む賀茂地域にも、時代を映す史跡が豊富に存在します。

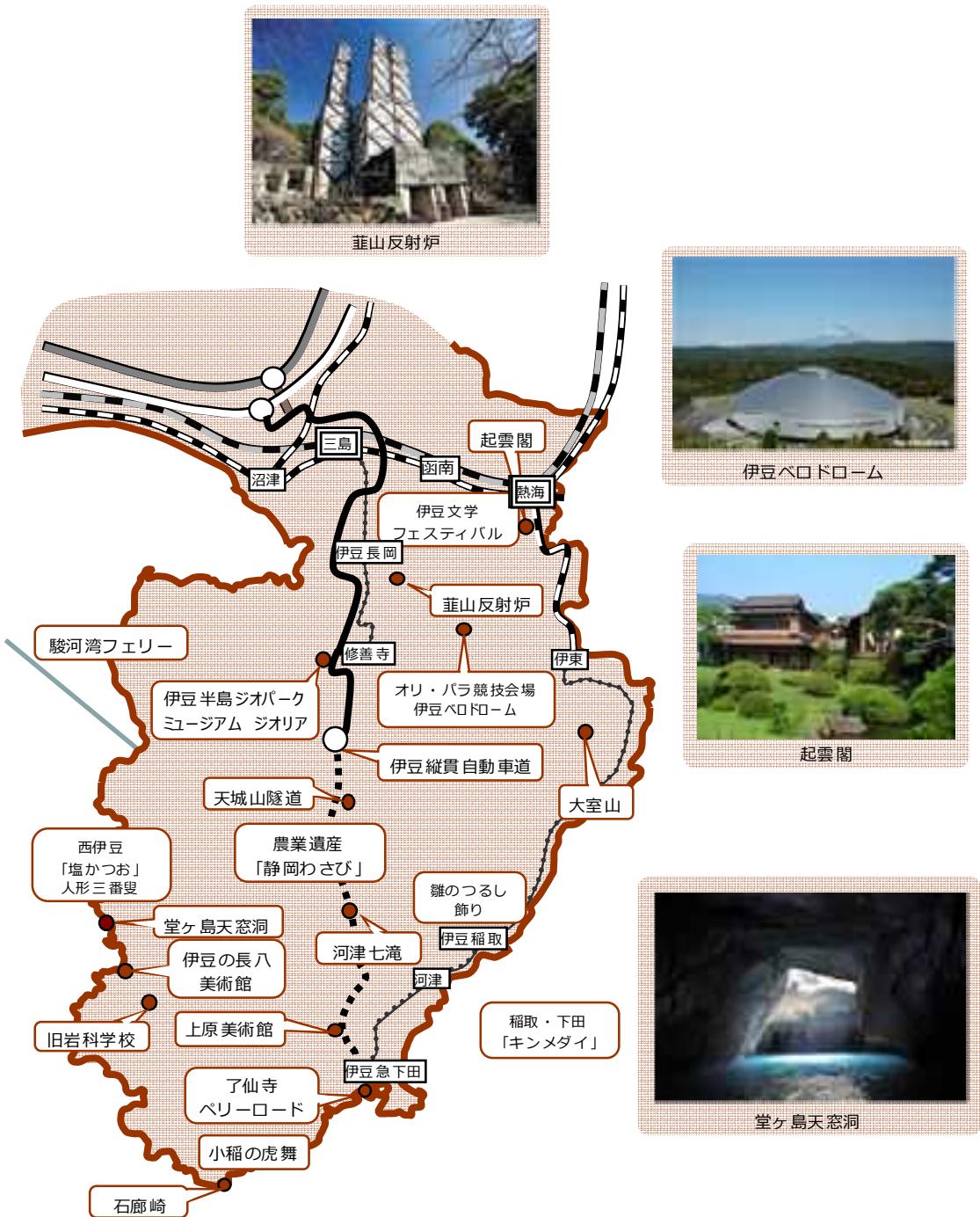
また、著名な作家たちが題材としたり、滞在することにより、多くの文学作品が生み出された地であることも大きな特色です。県では、これを受け伊豆文学賞を創設し、この特色を際立たせてきました。

伊豆・稻取地域の籬の吊るし飾りをはじめとした伝統芸能や民俗文化も盛んであり、地域住民が守り繋いできた文化も特色の1つです。

食においても、世界農業遺産に認定されている水わさびや伊豆近海で漁獲される金目鯛等、豊富な山海の食材を中心に、多彩な食文化を楽しめる地域でもあります。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・豊富な観光資源や地域の魅力を最大限活かすため、文化芸術の力を活用し、観光客や移住者など、常に人が人を呼ぶ賑やかな地域を創出します。
- ・本県が「人間らしさ」を取り戻せる文化的な厚みが豊かな地域であることを可視化し、発信することにより、新たな産業誘致につなげます。



◆東部地域

世界文化遺産富士山が古来より人々の憧憬と信仰の対象となり、構成資産をはじめ、多くの文化財を残している地域です。さらに、富士山が生み出す美しい自然や水に関わる天然記念物が多くあります。

また、富士山周辺の文化拠点である静岡県富士山世界遺産センターでは、世界遺産の価値を後世に継承し、周辺の文化資産も含めて、富士山の自然や歴史、文化の魅力を発信して、国内外から訪れる人々をもてなしています。

旧東海道の小田原宿から箱根峠を越えて三島宿に至る箱根八里は、日本遺産に認定された文化財ゾーンになっています。また、国宝を有する民間の美術館が数多く存在することも魅力の1つです。沼津駅前の県のコンベンション施設プラサヴェルデも文化事業の拠点として活用が期待されます。

食においても、箱根西麓の肥沃な火山灰土壤で栽培される三島馬鈴薯や沼津市西浦の寿太郎みかんをはじめとする山の食材に加え、沼津港や田子の浦港では活あじやしらすなどの海の食材も豊富にあり、個性豊かな食文化が楽しめる地域です。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・集積が進む医療健康産業や富士山を中心とする観光圏など、地域の個性を際立たせる産業が発展する地域の創出に向け、文化芸術の力を活用した企業研修等の実施を促進します。
- ・東京圏からの良好なアクセスを最大限活用し、地域の魅力を求めて訪れる観光客、二地域居住者など、多様な人々が集い、地域住民とアーティストとの交流や協働が活発な魅力ある地域を目指します。



◆中部地域

静岡市は、徳川家康が晩年を過ごし、城下町として歴史と伝統が息づく文化の街です。静岡県立美術館、グランシップ、静岡県舞台芸術公園、ふじのくに地球環境史ミュージアムなど、本県の文化芸術の拠点が数多くあるほか、S P A Cや、富士山静岡交響楽団が拠点を置いて県内各地で公演を行っています。また、静岡大学、静岡県立大学、県立中央図書館などの学術の拠点も有しています。

中部地域には、旧東海道の宿場町も多く、蒲原宿から藤枝宿の間は日本遺産にも認定された文化財ゾーンになっており、島田市の大井川川越遺跡などにも江戸の文化を感じることができます。

観光の面においても、日本平、三保松原の景勝地や、社殿が国宝に指定されている久能山東照宮、山間部には南アルプスを望む大自然があります。西側の志太榛原地域には、空の玄関口富士山静岡空港があり、その眼下に広がる牧之原台地は、日本が誇るお茶の産地です。

食においても、焼津港や清水港など国内有数の漁港があり、かつおや桜えび等の駿河湾で採れる魚介類をはじめ、豊富な山海の産物を使った中部地域特有の食文化が楽しめる地域でもあります。

さらに、志太地域の大井川流域では、静岡県文化プログラムから発展した無人駅の芸術祭や、ささま国際陶芸祭などの国際的な事業が定着し、地域と文化の連携も進んでいます。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・南アルプスから駿河湾まで、変化に富む素晴らしい自然景観に加え、県都を有し、商業や文化芸術等の中心として求心力が加速する拠点地域を創出します。
- ・陸・海・空の広域交通ネットワークの結節点として、国内外からの人・モノ・情報が絶え間なく行き交い、文化芸術の力を活かしたビジネスや観光などの活発な交流やイノベーションを促進します。



◆西部地域

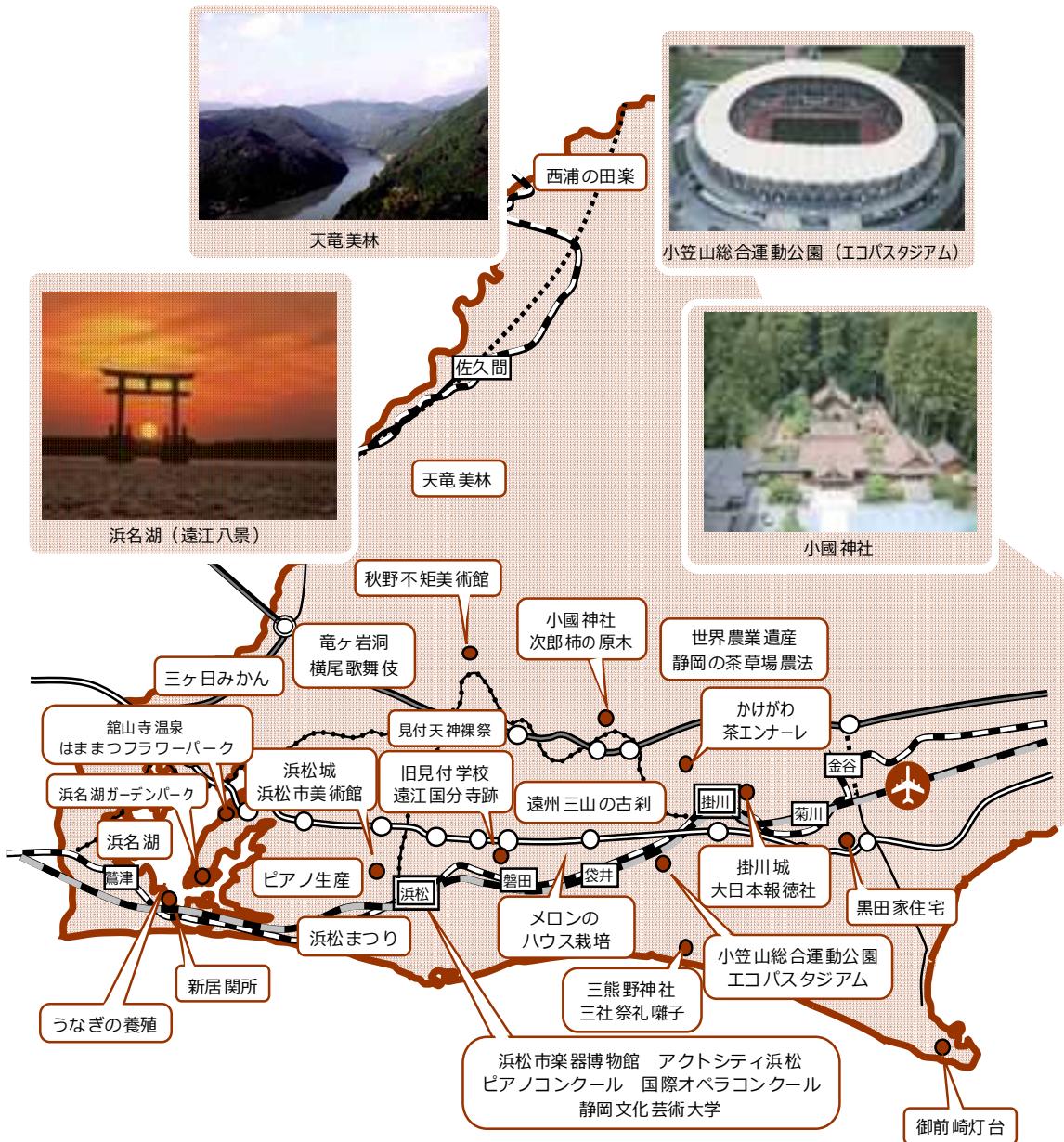
西部地域は、浜名湖や館山寺温泉、遠州の強風が造った広い砂浜の遠州灘を持ち、観光の魅力にあふれています。浜松市には令和5年の大河ドラマ「どうする家康」の舞台となった地域があり、浜松城は徳川家康が青年期を過ごした場所で出世城と言われています。また、新居関跡や遠州三山と呼ばれる古刹、多くの寺社仏閣が文化財として残る歴史ある地域でもあり、田遊び・田楽といった伝統芸能が多く残ることも特色となっています。中東遠地域も、掛川城御殿や大日本報徳社大講堂など、多くの貴重な文化財が残る地域です。

西部地域の中心となる浜松市は、テレビ、輸送機器、光技術など世界に誇る産業技術を生み出してきた産業都市です。さらに、音楽に関しては、世界有数の楽器メーカーの多くが集積し、ユネスコ創造都市ネットワーク（音楽分野）に加盟する音楽の都です。浜松駅前のコンベンション施設アクトシティ浜松を拠点として、オペラやピアノの国際コンクールが開催され、産業、文化の両面から日本の音楽をリードし、静岡文化芸術大学においては、文化芸術の人材育成が進んでいます。

食においても、県内一の農業地帯を抱え、メロンやうなぎなどの高級な食材をはじめ、豊富な農産物に恵まれ、個性ある食文化が楽しめる地域でもあります。花の生産も盛んな地域で、浜名湖ガーデンパークやはままつフラワーパークでは一年中様々な花が楽しめます。また令和6年度には、「浜名湖花博 2024」を開催するなど、本県が誇る植物の魅力とともに、園芸文化や食文化の発信にも取り組んでいます。

<県総合計画と連動した取組の方向性>

- ・輸送用機械や楽器などのものづくり産業、先端技術を活かした光技術などの次世代産業、温暖な気候や豊かな自然が育む農林水産業など、多種多様な産業が調和した新たな価値の創出に、企業研修など文化芸術の力を活かします。
- ・浜名湖や遠州灘海岸、遠州地域の森林等での、身近で豊かな自然を活かしたレクリエーションやスポーツや、地域資源を活かしたアートプロジェクトなどを通じ、人々の活発な交流を促進します。



第5章 計画の推進と進行管理等

1 計画の推進

(1) 計画の推進

本計画は、静岡県総合計画との整合を図った上で計画期間を決定しており、その計画期間中に行う具体的な施策、事業を明らかにしています。

その上で、計画策定後はその内容を広く周知し、県民、市町等関係機関の理解の下、連携・協働して事業を推進します。

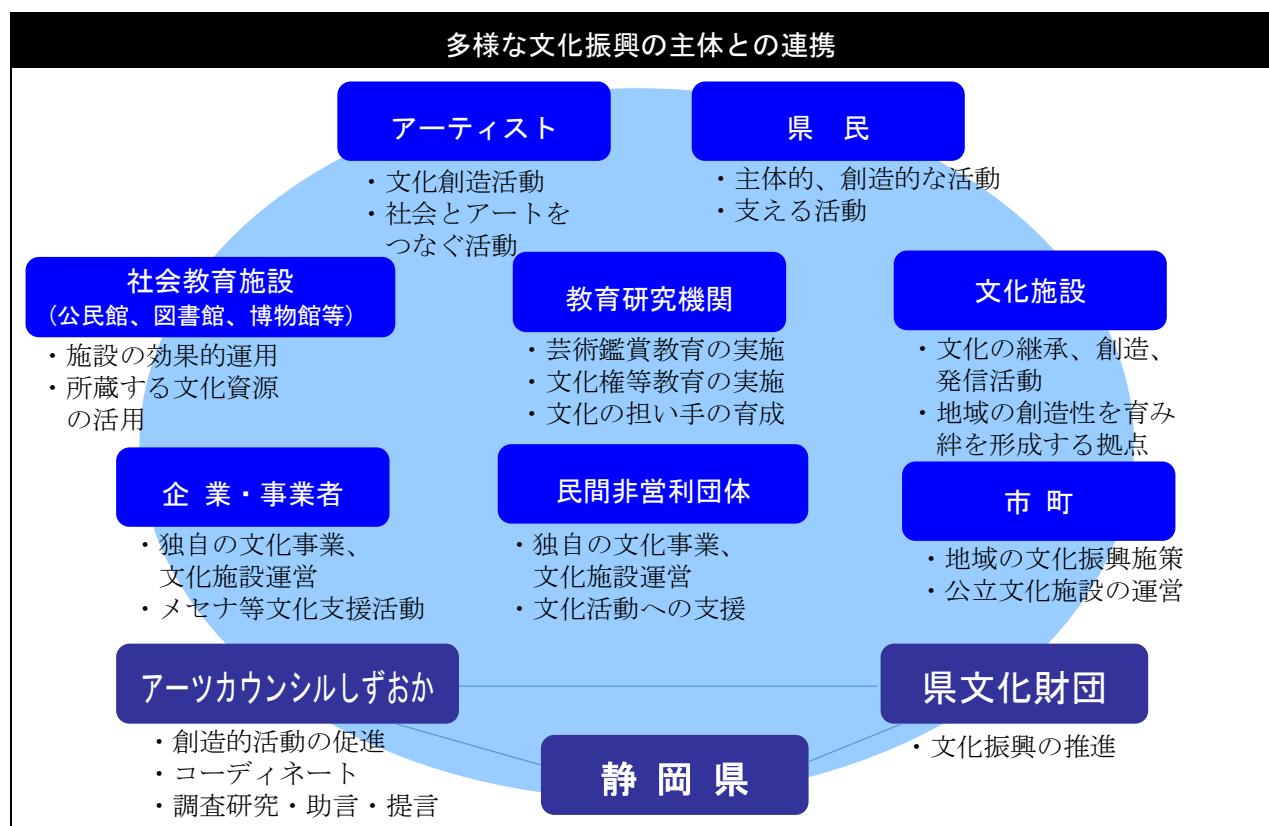
(2) 連携体制

県には、県立美術館、グランシップ、舞台芸術公園をはじめとする県有施設や、出資団体である県文化財団、S P A Cなどの推進機関、そして令和3年に県文化財団に設立した「アーツカウンシルしづおか」があります。

本計画の推進に当たっては、これらの施設・機関と役割を分担しながら、効果的な施策展開を図ります。

さらに、市町をはじめ、大学等の教育機関、文化施設、文化協会、アートN P Oなどの文化関係団体や、企業・事業者等様々な主体との相互連携を推進します。

県は、自らも文化振興の主体として施策を展開しつつ、様々な主体間の調整や支援等を積極的に行なうことで連携による成果を高め、県民等の文化活動を支えていきます。



2 計画の進行管理

本計画においても、重点施策ごとに評価指標及びその目標値を設定するとともに、毎年度終了後に実績値に基づく達成を公表するとともに評価する際の参考とします。

また、本計画の全体的な進捗状況を評価する総括指標には、「静岡県総合計画～しづおか ウェルビーイング プラン～」における成果指標を採用することとし、これについても毎年度終了後に進捗状況を取りまとめた上で公表します。

● 第6期文化振興基本計画における総括指標、活動指標

区分	指標	現状値	目標値
総括指標	1年間に文化・芸術に関わる活動を行った人の割合※	(R6) 17.1%	(R10) 25%
	”富士山の世界文化遺産としての顕著な普遍的価値を理解している人の割合”※	(R6) 27.3%	(R10) 50%
重点施策1	S P A C の国内外の公演等鑑賞者数	(R6) 29,860人	(毎年度) 45,000人
	伊豆文学賞の応募者数	(R6) 446人	(毎年度) 500人
	富士山世界遺産センター来館者数	(R6) 累計 155万人	(R10) 累計 275万人
重点施策2	県芸術祭参加者数※	(R6) 11,081人	(R10) 12,000人
	アートプロジェクトが実施された市町の数※	(R6) 累計 24市町	(R10) 累計 35市町
	アートプロジェクトが実施された数※	(R6) 累計 134件	(R10) 累計 250件
	文化財保存・活用推進団体の認定数※	(R6) 79団体	(R10) 95団体
重点施策3	アーティスト等とのマッチング件数※	(R6) 16件	(R10) 22件
	多分野連携による事業実施件数	(R6) 17件	(R10) 25件
重点施策4	こどもを対象とした文化事業参加者※	(R6) 70,300人	(毎年度) 70,000人
	県文化施設利用者数※	(R6) 318,313人	(R10) 396,000人
	3次元データが取得された県内文化財の件数※	(R6) 累計 50件	(R10) 累計 150件
	世界遺産県民講座等受講者数※	(R6) 累計 46,000人	(R10) 累計 74,000人

重点施策 5	アーツカウンシルしづおかが助言・相談対応した団体・個人の数	(R6) 120 団体・人	(毎年度) 120 団体・人
	県障害者文化芸術活動支援センター「みらーと」が相談対応した件数	(R6) 97 件	(毎年度) 100 件

※は、静岡県総合計画で採用している指標

● 主要指標の考え方

総括指標	1年間に文化・芸術に関わる活動を行った人の割合		
現状値	(R6) 17.1%	目標値	(R10) 25%
指標の考え方	第6期計画の基本目標「一人ひとりが創造性を發揮し、つながり、生み出す ウエルビーイング社会の実現」の「創造性の発揮」を示す、文化・芸術に関わる活動を行った人の割合を総括指標とします。		

重点施策 1	世界に輝くしづおかの文化芸術の創造		
評価指標	S P A C の国内外の公演等鑑賞者数		
現状値	(R6) 29,860 人	目標値	(毎年度) 45,000 人
指標の考え方	既に一定の世界的評価を得ている S P A C は、「演劇の都」を構成する象徴であるとともに、本県の文化力を国内外へ発信する役割を担っています。国内外での上演を通じた知名度の一層の向上に向けて、公演等鑑賞者数を指標とします。		

重点施策 2	県民による創造的な活動の活性化		
評価指標	県芸術祭参加者数		
現状値	(R6) 11,081 人	目標値	(R10) 12,000 人
指標の考え方	令和6年度から障害者芸術祭と一体開催している、本県最大の総合芸術祭である県芸術祭を通じて、創造活動の一層の推進、共生社会の実現に向けて取り組んでおり、この理念の広がりを示す参加者数を指標とします。		

重点施策 3	多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり		
評価指標	アーティスト等とのマッチング件数		
現状値	(R6) 16 件	目標値	(R10) 22 件
指標の考え方	アーティストのアイデアが産業と結びつき新たな価値を生み出すエコシステム形成等の基盤となる、異分野の人材同士の連携状況を確認するため、アーティスト等とのマッチング件数を指標とします。		

重点施策 4	文化芸術に触れる機会の充実		
評価指標	子ども向け文化教育事業参加者数		
現状値	(R6) 70,300 人	目標値	(毎年度) 70,000 人
指標の考え方	次代を担う子どもたちへ文化芸術に触れる機会を県として提供できているか確認するため、県や県文化施設等による子ども向け文化教育事業（幼児～高校生向け）参加者数の合計数を指標とします。		

重点施策 5	文化芸術を支える環境づくり		
評価指標	アーツカウンシルしづおかが助言・相談対応した団体・個人の数		
現状値	(R6) 120 団体・人	目標値	(毎年度) 120 団体・人
指標の考え方	県民主体の創造的活動を支援するプラットフォームであるアーツカウンシルしづおかが、助言・相談対応した団体や個人の数を、創造的活動の活性化が図られているかを表す指標とします。		

第6章 県文化施設・機関の役割

県文化振興においては、様々な県有施設及び機関が重要な役割を担っています。ここでは、それぞれの基本理念、施設の概要、今後の取組等を記載します。

1 静岡県立美術館

(1) 基本理念／目的

美術の振興を図り、もって県民の文化の発展に寄与する。

(静岡県立美術館の設置、管理及び使用料に関する条例)

(2) 施設概要

所在 地	静岡市駿河区谷田 53 番地の 2	
敷地面積	130, 281. 24 m ²	
建 物	本館	ロダン館
構 造 (延面積)	鉄骨鉄筋コンクリート造 2 階建 (9, 238. 51 m ²)	鉄筋コンクリート造一部鉄骨 2 階建 (3, 024. 36 m ²)
主要施設	展示室 7 室、展示ギャラリー 2 室、収蔵庫 3 室、講堂、講座室、 実技室、レストラン	展示室 (1、 2 階)、
開 館 日	昭和 61 年 4 月 18 日	平成 6 年 3 月 23 日

(3) 組織概要

設立年	昭和 61 年 4 月開館 (平成 6 年 3 月ロダン館開館)
設立目的	優れた美術作品の収集と展示を通じ、広く県民に美術作品の鑑賞 と創作活動の場を提供するとともに、県の美術文化の発展を図る。
組織	館長、副館長、企画総務課、学芸課
職員数	22 人
運営の 基本方針	・ 優れた美術品の収集と展示を通して、広く県民に美術作品の鑑賞 と創作活動の場を提供する。 ・ 「開かれた美術館」を目指して、企画展や収蔵作品展を開催する。 ・ 講演会、美術講座、創作週間等、美術に関する幅広い県民活動 の場となる。
特長及び 事業内容	「風景とロダンの美術館」を掲げ、そのコレクションは、17 世紀 以降の日本と西洋で制作された風景画、富士山をモチーフとした 作品や本県ゆかりの作家の作品を特長としている。また、ロダン や近代彫刻作品を常設展示する「ロダン館」を持つ。 ・ 「開かれた美術館」を目指して企画展や収蔵品展を開催 ・ 移動美術館、講演会、美術館教室（学校連携普及事業）、創作週 間などの開催 ・ 県内の公私立美術館の補完的役割

(4) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

静岡県立美術館は、創造的で多様性に富んだ社会の実現を目指します。人々が多種多様な美術表現を体験し、新たな価値と出会い、考え、理解し合う場を提供するとともに、学校や地域社会との連携を推進します。活動の基盤にコレクションを位置付け、成長させ、未来へと伝えます。

(5) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

- ・県立美術館は、令和8年度に開館40周年を迎える、2,900点を超える魅力あるコレクションを有しています。それらを活用し、企画性の高い展覧会にすることで芸術の魅力にふれる機会を提供していきます。
- ・コレクションを積極的に貸出し、国内外の研究者と交流することで、幅広く情報を収集したその研究成果を県民に提供します。
- ・ロダン館を擁する美術館として、ここでしか味わえない良質の鑑賞体験を提供し、静岡県の文化的ブランド力を高めます。

【重点施策2】県民による創造的な活動の活性化

- ・県立美術館は、県民の創造性を高めるため、ねんど・えのぐ開放日、ロダン館デッサン会、ちょこっと体験等の体験型ワークショップを実施するほか、WEBコンテンツを拡充することで、来館者に限らない幅広い人々に美術に接する機会を提供します。
- ・ロダン館を起点として国内外アーティストとの連携を進め、市民参加型の新たな創作体験の場を提供します。
- ・開館以来継続しているボランティア活動をさらに拡充することで、社会の中で生き生きと活動し続ける人々の拠点となり、地域を活性化します。

【重点施策3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・県立美術館は、文化、観光、地域活性化、産業振興、人材育成など様々な観点に着目し、多分野連携を図ります。美術館から芸術の潜在的な価値を積極的に情報発信することで、地元企業との協働関係を構築します。
- ・日本平地域の文化拠点として、独自性のある企画展を開催するとともに、常設施設であるロダン館を活用し、その魅力を広く発信することで、地域の魅力を向上させます。

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

- ・県立美術館は、広く、また生涯を通じて県民に美術作品の鑑賞の場を提供するため、コレクションを活用した展覧会や移動美術展を開催するほか、国内外の作品を借り受けた特別展を開催し、より一層充実した作品鑑賞の機会を提供します。

・作品を様々な角度から見られる3D画像や高精細画像など、収蔵品を中心としたデジタルアーカイブの製作及びそのコンテンツの充実に取り組みます。Webでの鑑賞機会の提供を拡大するとともに、来館して実物を体感したいという思いを高め、来館者の増加につなげます。

・クイズ形式の「ロダン館ななふしげ」やバックヤードツアーを含む「美術館の秘密を探れ！」、学芸員による出張美術講座など、特色ある学校連携プログラムをさらに推進するとともに、未就学児を対象とした鑑賞会の実施などを通して、広く子どもたちが美術に接する機会を提供します。

・見えないと見える人のための鑑賞会など、障害のある人が文化芸術に触れる機会を提供し、発展させ、誰もが当たり前に美術館を楽しめる環境を整えていきます。

・訪日外国人、日本在住の外国人等の多様なニーズに応えていくため、展示室のキャプションをはじめとする館内の案内掲示などを多言語対応に改善し、多言語解説等による国際発信力強化に努めます。

【重点施策5】文化芸術を支える環境づくり

・県立美術館は、県内の美術館、博物館が加盟する県博物館協会の運営等を通じ、相互の活動拡大や活動に関する情報共有を図ります。

・収蔵作品の内容に関する学術的な調査研究のみならず、収集、保管、展示、教育普及などに関する専門的な研究を実施します。

・来館者や外部有識者からの御意見、毎年度実施しているアンケート調査の分析により、美術館に対する要望を的確に把握し、来館者の満足度向上のための環境づくり取り組んでまいります。

・県立美術館の施設については、日常及び定期点検を実施し、施設の維持保全に努めるとともに、来館者の安全を守るため、計画的な改修や設備の更新を行い、安心して文化芸術活動に親しめる環境を確保します。

・美術館品の収集・保存・管理・展覧会やイベント開催など県立美術館の活動を継続していくため、運営基盤強化の支援制度を創設し企業連携による外部資金獲得に取り組んでまいります。

2 ふじのくに地球環境史ミュージアム

(1) 基本理念／目的

「“ふじのくに”の地域学の創造と人・交流・連携が導く知の拠点づくり」を目指す。

(2) 施設概要

所在 地	静岡市駿河区大谷 5762（県立静岡南高校跡地）
敷地面積	59,334.83 m ²
建 物	鉄筋コンクリート造 地上3階建て 延床面積 9,334.49 m ²
開 館 日	平成28年3月26日
主要施設	展示室12室、企画展示室2室、講堂、講座室、キッズルーム、図鑑カフェ、収蔵室、研究室、実験室、実習室

(3) 組織概要

設立 年	平成27年4月1日
設立目的	郷土の自然史に関する資料を収集・保管し、及び次世代に継承するとともに、人と地球上の生態環境との関わりを歴史的に研究し、当該収集した資料及び当該研究成果の活用を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。
組 織	館長、副館長、学芸部長、企画総務課、学芸課
職 員 数	14人
運 営 の 基本方針	<ul style="list-style-type: none">・自然史と環境史を研究領域とする全国初の地球環境史博物館として、調査研究、収集保管、教育普及、展示・情報発信等の博物館機能の充実を図る。・高い専門知識を有するスタッフによる調査研究活動や教育活動を充実するとともに、NPOや大学等と研究協力をを行いながら、県内はもとより日本、そして世界を活動空間とする「ソフトパワー重視」の活動を開拓する。
特長及び 事業内容	<p>人と自然との関わりの歴史から「百年後の静岡が豊かであるために」は何が必要かを問い合わせ、来館者が自ら学び、考える「思考を拓くミュージアム」をコンセプトにしている。</p> <ul style="list-style-type: none">・環境史、地質・岩石・地震、昆虫、脊椎動物、植物、化石(古生物)、展示学の7分野における調査研究・自然史資料の収集保管・常設展示や企画展示のほか、年間を通じた多彩な体験型講座などの館内活動・移動ミュージアム（ミュージアムキャラバン、ミニ博物館等）や館外イベント等のアウトリーチ活動

(4) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

地域学の創造と人・交流・連携が導く「知の拠点」「生涯学習の拠点」として、より一層、地域に親しまれ、地域の文化力向上に寄与するミュージアムを目指します。

アウトリーチ活動を充実させ、地球や静岡県の環境に関する関心を高め、ともに学ぶ場としてのミュージアムを実現します。

(5) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、自然史・環境史の「知の拠点」として、人類共有の財産である100万点以上の自然史標本コレクションを基に、学問領域にとらわれない調査研究の展開や資料のデジタル化を推進し、人的交流の多層化と知見の共有を図ります。

・南アルプスをはじめとする静岡県の豊かな自然と生物多様性、それらを背景とする多彩な食文化などについて学ぶ機会を創出するとともに、世界に誇る財産としてその魅力と価値を発信します。

（具体的事業等）

- ・地球環境史ミュージアムの常設展示、特別展示
- ・学術シンポジウムの開催
- ・地球環境史学連続講座の開催

【重点施策2】県民による創造的な活動の活性化

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、県民が自主的に学ぶことができる生涯学習拠点づくりを推進するため、研究員の専門性を生かした、幼児から大人まで世代に応じた多彩な体験型講座等を開催します。

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、大学が実施する博物館実習やインターンシップの学生を積極的に受け入れ、博物館に関わる人材の育成を支援します。

（具体的事業等）

- ・子供向けの自然科学教室
- ・中高生向けの研究員体験講座
- ・大人向けのサイエンスカフェ
- ・博物館実習の受入れ

【重点施策3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、他の博物館や文化施設、大学、国・県・市の研究機関等との連携を強化し、文化振興や地域振興に繋げるとともに、日本平周辺の文化観光施設等と連携を強化して、地域資源を活かした文化芸術の振興に取り組みます。

(具体的事業等)

- ・日本平周辺の文化観光施設等との連携強化
- ・大学、博物館等との連携協定

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

・ふじのくに地球環境史ミュージアムは、子どもが人と自然の関係史の理解を基に「百年後」を展望できるよう、学校現場と連携して未来志向の展示・講座を充実します。観覧時は、ガイドや展示交流員による対話型展示を通し、地球環境について思考し、理解を深める機会を創出します。

・来館が難しい地域や層に向けて、ミュージアムキャラバンの展示や、研究員が講師となって地域の自然について学ぶイベントや講座等を実施するなど、アウトドア活動の充実に取り組みます。

・来館の機会を拡充するとともに、夜間ならではの展示やイベントを楽しんでもらうため、ナイトミュージアムを実施します。

(具体的事業等)

- ・地球家族会議（対話型展示）の実施
- ・移動ミュージアム（ミュージアムキャラバン、ミニ博物館）の実施
- ・地域イベントやナイトミュージアムの実施

【重点施策5】文化芸術を支える環境づくり

・自然と共生する新たなライフスタイルの構築に寄与するため、県内はもとより国内外の研究教育機関（大学・博物館等）との連携を深めながら、自然環境のシンクタンクとしての機能を充実させていきます。

・外部調査研究資金のほか、研究員を講師として派遣する場合の謝金の獲得など、研究員の専門知識を有効に活用して、持続可能な施設運営の財源確保に取り組んでいきます。

(具体的事業等)

- ・国内外の研究教育機関（大学・博物館等）との連携

3 静岡県コンベンションアーツセンター「グランシップ」

(1) 基本理念／目的

学術、文化及び芸術の振興並びに国内外との交流を図る。

(静岡県コンベンションアーツセンターの設置及び管理に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区東静岡二丁目3番1号	階数	地上12階・地下2階
敷地面積	36,009 m ²	構造	鉄骨鉄筋コンクリート造+鉄骨造
建築面積	13,647 m ²	建築費	50,227百万円(完成時)
延床面積	60,630 m ²	開館日	平成11年3月13日
主要施設	大ホール、中ホール、会議ホール、交流ホール、展示ギャラリー、会議室(18室)、映像ホール、託児室、練習室、情報コーナー、レストラン・カフェ、グランシップ広場(敷地面積14,531m ²)、静岡芸術劇場、駐車場(400台収容)等		
第5期(R4～R8) 指定管理者	公益財団法人静岡県文化財団		

4 静岡県舞台芸術公園

(1) 基本理念／目的

世界に通用する舞台芸術を創造するとともに、舞台芸術の発展に必要な人材の育成等を図り、もって静岡県の舞台芸術の振興と県民文化の向上に寄与する。

(静岡県舞台芸術公園の設置及び管理に関する条例)

(2) 施設概要

所在地	静岡市駿河区平沢100番1
敷地面積	約21ヘクタール
延床面積	6747.30 m ²
建築費	8,249百万円
開館日	平成9年3月
主要施設	野外劇場「有度」、屋内ホール「楳円堂」、稽古場棟「BOXシアター」、せかいの劇場ミニミュージアム「てあとろん」、無料休憩所「カチカチ山」、本部棟、研修交流宿泊棟、舞台工房
第5期(R4～R8) 指定管理者	公益財団法人静岡県舞台芸術センター(SPACE)

5 公益財団法人静岡県文化財団

(1) 組織概要

設立年	昭和 59 年 5 月 22 日設立
設立目的	各種の文化及び芸術の振興を図る事業並びに国内外との交流を図る事業を行うことにより、個性豊かな県民文化の振興を図り、もって県民生活の向上と活力あふれる郷土づくりに寄与する。
組織	理事長、副理事長（アーツカウンシル長）、専務理事（支配人）、事務局参事（アーツカウンシル担当） 事務局（総務課、文化事業課、利用サービス課、アーツカウンシル課、設備室）
職員数	46 人
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none"> ・次世代を担う子どもを中心に、幅広く県民が文化芸術に初めて触れる場づくり「はじめての劇場」として、多彩で感動を生む文化芸術体験を提供する。 ・アーツカウンシルしずおかによる創造的な活動への支援により、まちづくりや観光、福祉、教育などの社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる地域づくりに貢献する。 ・国内外の交流を促し、大規模催事の誘致を図るとともに、屋外イベントや県民が気軽に参加できるイベントの誘致により、グランシップを中心とした東静岡駅エリアの賑わいを創出する。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・グランシップを拠点に、公演、普及啓発等の各種企画事業を実施することに加えて、県内各地において出前公演やアウトリーチ事業も展開し、全県的に文化芸術を体験する場づくりを行う。 ・県内最大規模の公立文化施設であるグランシップの指定管理者として、引き続き施設の運営管理を担う。 ・静岡県公立文化施設協議会の事務局として県内市町の施設管理者を牽引し、施設職員の研修等の取組みを実施するほか、地域ゆかりのアーティストを育成する登録アーティスト制度等の活動により、地域全体の文化力の底上げを図る。 ・多様化するメディア文化芸術の活動を後押しするため、従来の貸館利用のほか、映画のロケーション撮影等の新たな施設利用の誘致を推進する。 ・アーツカウンシルしずおかに高い専門性を持つスタッフを配置し、「住民主体の創造活動の推進エンジン」、「多分野協働のプラットフォーム」、「文化政策シンクタンク」の 3 つを担う。

(2) 第 6 期計画期間（R7～R10 年度）の方向性

中期構想に基づき、文化の力による「心豊かで活力ある社会の持続的な発展」を目指します。

文化振興における県の重要なパートナーとして、個性豊かで創意と活力にあふれる地域社会の実現の一翼を担い、県全体における文化芸術の振興やグランシップを拠点とした国内外との交流を図ります。

コロナ禍を経て多様化する県民のニーズに応え、次世代を担う子どもたちをはじめ、全ての県民が多彩な文化芸術に触れられる環境を創ります。

新しい時代に対して、足腰の強い財団経営を実現するとともに、職員の知見を高め、一致協力して業務に取り組む専門家集団を目指します。

県民一人ひとりが活力をもって多様な活動ができる場を提供することで、県全体の活力を高めます。

(3) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

・県文化財団は、グランシップの第5期指定管理者として、学術・文化芸術への支援と、国内外との交流を促進します。

・静岡県や各関係団体の主催する事業を積極的に誘致することにより、県との協働を推進し、県の施策の一翼を担うことで国内外へ静岡県をPRします。

・グランシップをはじめとして県内各地で実施する企画事業において、静岡にゆかりのあるアーティストを起用することや静岡の文化資源を活用すること等により、県民が本県の価値を再認識すると同時に、本県の魅力を県外へ発信します。

・国内外の第一線で活躍するアーティストを招聘し、公演を実施することで、世界に輝くしづおかといえる文化芸術の創造に繋げていきます。

(具体的事業等)

- ・国内外との交流促進
- ・グランシップ企画事業
(グランシップ静岡能・静岡JAM・しづおか連詩の会)
- ・アーツカウンシルしづおかによる情報発信

【重点施策2】県民による創造的な活動の活性化

・県文化財団は、音楽・伝統芸能などへの理解を深めるため、県民参加によるイベント、公演とそれに付随した事前レクチャーやワークショップ等の実施を通じて、参加者が心を豊かにする機会の提供に取り組みます。また、文化振興や文化活動に興味がある県民が活躍する「グランシップサポーター事業」を実施します。

・県文化財団は、県民誰もが文化芸術を体験しやすくなる環境づくりを進めため、静岡県出身・在住等の地域ゆかりの音楽家を育成・支援する「グランシップ登録アーティスト」事業を実施します。

・地域資源の活用や社会課題への対応を図る社会の様々な分野の担い手の創造的な活動を積極的に支援するとともに、担い手となる人材を育成します。

(具体的事業等)

- ・グランシップ伝統芸能普及プログラム
- ・グランシップ公演事前レクチャー

- ・グランシップビッグ・バンド・ジャズ・フェスティバル
- ・グランシップ わくわく能楽教室
- ・グランシップ だれもが Wonderful アート
- ・グランシップサポーター
- ・アーツカウンシルしづおかによる取組

【重点施策3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

・県文化財団は、地域の創造活動のプラットフォームとして、県の文化施策の実施機関としての役割を果たすため、県内文化団体・文化施設との協働体制を継続するとともに、企業、団体、大学、市町等へ連携を拡大し、文化芸術分野に留まらない社会の幅広い分野とのネットワークづくりを進めるとともに、情報発信を行います。

・グランシップのコンベンションホールとしての強みを生かし、学術大会・商談会・飲食、スポーツイベントなど、多彩な催事を誘致することで、県内外の交流人口を増やし、企業や大学等の多様な参加者間のネットワークやアイデア創出の機会を提供します。これらの協働により、イノベーションの創造に寄与し、新たな価値を生み出します。

・多様化するメディア文化芸術の活動を後押しするため、新たな施設利用の誘致を推進します。一例として、近年利用実績があった映画のロケーション撮影を積極的に誘致し、撮影の聖地としてのグランシップの知名度アップを図ります。

(具体的事業等)

- ・アーツカウンシルしづおかによる取組
- ・地域の創造活動のプラットフォーム

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

・県文化財団は、県域を視野に入れた事業展開で、グランシップでの公演や県内公立文化施設との共催によるグランシップ出前公演を実施するとともに、こどもたちの年齢・成長段階に応じた文化芸術の体験機会を提供します。

・グランシップをはじめとして県内各地で実施する企画事業において、静岡にゆかりのあるアーティストを起用することや静岡の文化資源を活用すること等により、県民が本県の価値を再認識すると同時に、本県の魅力を県外へ発信します。

・グランシップでは、県民のニーズを踏まえると同時に新たな客層を意識した幅広いジャンルの公演事業を実施します。また「グランシップこどものくに」や「グランシップ世界のこども劇場」、「グランシップ冬のおくりもの」を実施し、1年を通して、未就学児を中心に親子で楽しみながら創造力や豊かな感性を育む場を創出します。

・地域、生活環境に関わりなく文化に触れる機会を拡充するため、グランシップ出前公演を実施するほか、主に小学校を対象にしたアウトリーチ事業「グランシップ こどもアート体験！学校プログラム」を実施します。

・中学・高校の多感な時期に、より多くの文化芸術に触れることで視野を広げ、共感力を養うために、「中高生のためのオーケストラ」「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」等の鑑賞事業、交通費支援事業や高校生アートラリー事業を実施するほか、こども・学生料金の安価な設定により若い世代の文化芸術体験をバックアップしています。

・公立ホールにおける合理的配慮を推進するため、スマートフォン・タブレット等を利用した多言語字幕サービスの活用を一部の事業で開始します。

(具体的事業等)

- ・グランシップ各種公演事業
- ・「グランシップこどものくに」「グランシップ世界のこども劇場」「グランシップ冬のおくりもの」
- ・「中高生のためのオーケストラ」「国立劇場歌舞伎鑑賞教室」
- ・「中高生鑑賞プログラム・交通費支援」「高校生アートラリー」
- ・「グランシップ静岡能」(⇒多言語字幕サービス)

【重点施策5】文化芸術を支える環境づくり

・県文化財団は、県内公立文化施設間のネットワークの構築、情報共有により県全体の文化力の向上を目指すため、静岡県公立文化施設協議会を運営するとともに、公立文化施設職員の課題解決や実践的な能力の向上、連携強化を図る「静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー」を実施するほか、大学生を対象としたインターンシップを実施します。

・県文化財団は、「こどもたちの文化芸術プロジェクト」により企業協賛を募ることで、子どもたちを対象とした事業の財源を確保します。

・こども・学生料金や中高生鑑賞プラン等の料金メニュー、交通費支援制度、学校アウトリーチ、ひとり親家庭への公演招待といった鑑賞支援の取組を「グランシップ こどもたちのための文化芸術プロジェクト」とし、プロジェクトに賛同する企業からの協賛を募ることで、鑑賞支援の継続した実施を目指します。

・グランシップ友の会の見直しを行い、法人会員の皆様にサポーターとして当財団の公益事業の運営に御協力いただけるような制度を検討します。

(具体的事業等)

- ・静岡県公立文化施設職員スキルアップセミナー
- ・「グランシップ登録アーティスト」事業
- ・グランシップ こどもたちのための文化芸術プロジェクト

※ アーツカウンシルしづおか（公益財団法人静岡県文化財団に設置）

(1) 組織概要

設置年	令和3年1月1日設置
設置目的	住民主体の創造的活動を促進するプラットフォームとして、社会の様々な分野の担い手による地域の活性化や社会課題への対応を目指す創造的な取組を支援する。
組織	アーツカウンシル長、事務局参事兼アーツカウンシル課長、プログラム・ディレクター、プログラム・コーディネーター、事務スタッフ
職員数	10人
運営の基本方針	“すべての県民がつくり手（表現者）”となることを目指し、誰もが有する創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる創造的な地域づくりに貢献する。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ○住民主体の創造活動の推進エンジン <ul style="list-style-type: none"> ・アートマネジメントの専門的人材を配置し、住民主体のアートプロジェクトの活性化に向けた助言や助成等の支援を行うとともに、住民プロデューサーの発掘や、先導的な事業の試行等を行う。 ○多分野協働のプラットフォーム <ul style="list-style-type: none"> ・クリエイティブ人材と企業や団体等とのマッチングやネットワークづくり、相談対応などのコーディネート業務を行う。 ○文化政策シンクタンク <ul style="list-style-type: none"> ・地域資源・文化活動等の調査研究、自治体や文化団体等への助言・提言を行う。

(2) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

「すべての県民がつくり手（表現者）」となることを目指して、誰もが持っている創造力が活かされる道をひらき、まちづくりや観光、福祉、教育など社会の様々な分野においてイノベーションが生まれる、創造的な地域づくりに貢献します。

(3) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

・アーツカウンシルしづおかは、県民が地元の魅力や地域資源を再認識し、誇りが持てるきっかけづくりとして、国内外のアーティスト等や全国から集う鑑賞者等と地元住民との積極的な交流を促進します。

・県内の創造的で先進的なアートプロジェクト等の取組を支援し、その事例を国内外に発表、発信します。

・静岡県が推進するウェルビーイングの象徴的な概念として、『超老芸術』のブランディングと普及促進に取り組みます。

(具体的事業等)

- ・文化芸術による地域振興プログラム
- ・マイクロ・アート・ワーケーション
- ・県内各地におけるアートセンター機能創出への支援
- ・『超老芸術』の発信

【重点施策2】県民による創造的な活動の活性化

・アーツカウンシルしづおかは、アートマネジメントの専門人材の知識や経験を生かして、地域や社会の課題に対応しようとする住民主体の創造的なプロジェクト（アートプロジェクト）を継続的に支援し、社会の様々な分野でイノベーションが生まれる創造性にあふれる地域づくりを進めます。

・アートプロジェクトの担い手を発掘するため、地域団体がアーティスト等のクリエイティブ人材と地域住民との交流をコーディネートする「マイクロ・アート・ワーケーション」等の事業を実施します。

・アーツカウンシルしづおかは、アートプロジェクトの支援や、セミナー、講演会、相談会の開催等により、各分野における地域・社会の課題に対応するアーティストや住民プロデューサー等の人材発掘・育成を行います。

・県と連携し、古民家や旅館、未活用の集合住宅等を活用し近隣住民の交流・創造の場（ミニ・アートセンター）づくりを目指す、県内各地のまちづくり団体等の取組を支援します。

・『超老芸術』の概念を活用して、高齢者をはじめとする多様な人々の創造的な活動の活性化を図ります。

(具体的事業等)

- ・文化芸術による地域振興プログラム
- ・マイクロ・アート・ワーケーション
- ・高齢者の表現活動を支える人材の育成
- ・相談窓口、出張相談窓口　・(仮称) 静岡まるごとアートセンター化計画
- ・(仮称) 超老芸術祭

【重点施策3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

・アーツカウンシルしづおかは、コミュニティの維持や地域の活性化を図るため、少子高齢社会、移住促進、企業のブランド化、観光、福祉、教育などの様々な分野の課題に対応する多様な人々と、文化芸術を結びつける活動を促進します。

・地域住民や企業等と、アーティスト等のクリエイティブ人材が出会うきっかけをつくり、地域やスタートアップを中心とした企業におけるイノベーションの創出に寄与します。

・県と連携し、多様な人々が集い交流するミニ・アートセンターづくりを支援し、

地域におけるイノベーション創出を促進します。

(具体的事業等)

- ・クリエイティブ人材派遣制度
- ・文化芸術による地域振興プロジェクト
- ・マイクロ・アート・ワーケーション
- ・(仮称) 静岡まるごとアートセンター化計画

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

・アーツカウンシルしづおかは、「みんなでつくり、みんなで楽しむ」アートプロジェクトが県内全域で活発に実施されるよう支援することを通じ、県民が文化芸術に触れる機会の充実を図ります。

・多様な人々を対象とするアートプロジェクトにおいて、主催者側と鑑賞者側の双方向型の事業となるよう先進事例の紹介や助言等を行います。

・県と連携し、多様な人々が集い交流するミニ・アートセンターづくりを支援し、身近な場所で文化芸術に触れる機会を創出します。

・県内各地の『超老芸術』を掘り起こし高齢者表現活動を活性化につなげます。

(具体的事業等)

- ・文化芸術による地域振興プログラム
- ・アートプロジェクト研修
- ・(仮称) 静岡まるごとアートセンター化計画

【重点施策5】文化芸術を支える環境づくり

・アートマネジメントの専門人材の知識や経験を生かしながら地域住民、自治体、企業などと協力して先導的な事業を試行するとともに、地域資源の活用方法の検討や地域の文化活動、先進事例の調査研究を行うことで文化行政への助言や提言を行います。

・住民・企業・団体・大学・市町等と連携し、文化芸術の枠を超えた幅広い分野とのネットワークづくりを進め、県文化政策の効果的な展開に貢献します。

・相談窓口の運営や、地域住民や企業等とアーティストが出会うきっかけづくりを通じ、アーティスト等の活動領域の拡大につなげるなど、アーティスト等が安心して活動を続けられる環境づくりに取り組みます。

(具体的事業等)

- ・クリエイティブ人材派遣制度・相談窓口、出張相談窓口
- ・マイクロ・アート・ワーケーション
- ・文化芸術による地域振興プログラム
- ・調査研究・政策提言

6 公益財団法人静岡県舞台芸術センター(S P A C)

(1) 組織概要

設立年	平成7年7月21日
設立目的	演劇、舞踊等の舞台芸術に関し、その創造活動等により、静岡県の芸術文化の振興を図り、香り高い文化の創出に寄与する。
組織	理事長 副理事長（芸術総監督兼務） 専務理事（事務局長兼務） 芸術総監督、芸術局長、芸術局（制作部、文芸部、創作・技術部、演技部） 事務局長、事務局（総務課）
職員数	103人
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・県立の劇団として、世界に通用する舞台芸術を創造し、県民をはじめ多くの人々に舞台芸術作品を提供する専門機関である。常設の専用劇場と稽古場を持ち、芸術監督の下、オリジナル作品を生み出しており、この形態が公立文化施設としては日本で唯一であることから、本県文化振興の特長の一つである。・舞台芸術の創造と公演（専属スタッフによる独自の作品の制作・上演、国内外の優れた舞台芸術作品の上演や舞台芸術の国際的イベントの定期的な開催）・舞台芸術に関する人材の育成・舞台芸術に関する活動の支援・舞台芸術関係施設の管理運営

(2) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

S P A Cは、静岡県が誇る劇団として、世界に通用する演劇を創造し人々を魅了し続けるとともに、さらに演劇を通して磨き上げてきたレベルの高い実績や人的資源・技能の国内外への発信と演劇による人材育成を推進します。

また今後は、企業や地域社会と連携し、S P A Cが社会に染み出すように、教育、福祉、観光、ビジネス、国際交流など地域の活性化や課題の解決にその資源の活用を進めます。

(3) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

・S P A Cは、「演劇の都」構想に基づき、世界の演劇界で確固たる地位を築き、国内外の評価や認知度の一層の向上に向け、静岡芸術劇場や舞台芸術公園を拠点に、引き続き世界レベルの舞台芸術を創造していきます。

・S P A Cは、海外からトップレベルの劇団を招聘し「SHIZUOKA せかい演劇祭」を開催し、世界レベルの舞台芸術を国内外に発信します。

・S P A Cは、国際的な文化交流の推進のツールとして、県内外や海外での公演を一層充実させ、舞台芸術を静岡県から国内外に展開、発信していきます。

(具体的事業等)

- ・演劇の都の中核として世界レベルの演劇作品の創作と公演・発信
- ・「SHIZUOKA せかい演劇祭」の推進
- ・国際交流や地域社会への貢献

【重点施策 2】県民による創造的な活動の活性化

- ・S P A Cは、世界レベルの演劇技法やノウハウ、専用施設を活用し、県民が参画し、学べる演劇イベントの推進や実践的な演劇人の育成を進めていきます。
 - ① 「S P A C 1日演劇学校」「スパカンファン・プロジェクト」「シアタースクール」などの実施
 - ② S P A C 演劇アカデミーの運営
 - ③ 県立高校における演劇専門教育の推進（清水南校演劇専攻ほか）
- ・S P A Cは、多文化共生社会の実現に貢献するため、県内在住外国人を中心とした地域住民と協働で演劇を創作するプロジェクトを推進します。
- ・S P A Cでは、県民の舞台芸術の発信を活性化するため、S P A Cの専用使用により管理する舞台芸術資源の活用を進めます。

(具体的事業等)

- ・県民参加型演劇プロジェクト（スパカンファン・プロジェクト、シアタースクール等）の推進
- ・S P A Cアカデミー及び高校の演劇専門教育の推進（4と再掲）
- ・多文化共生の実現に向けた「うなぎの回遊」プロジェクトの推進
- ・S P A Cの演劇資源の活用検討

【重点施策 3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・S P A Cは、舞台芸術の創造に留まらず、レベルの高い人的資源・技能の蓄積を社会の課題解決や新たな価値創造に活用して、社会に染み出すフェーズ「S P A C 2. 0」を標榜し、他分野との連携を推進します。
 - ① 演劇の訓練やコミュニケーション手法を活かして、企業向けの研修プログラムを開発し、ビジネス社会の人材育成に貢献します。
 - ② 演劇の発想を生かしたビジネスとの連携や、企業や地域イベントへのグリーティング等による参画を通じて、社会活動の活性化に貢献します。
 - ③ 障害者福祉や子育て支援への参画を通じて、福祉分野に貢献します。
- ・舞台芸術公園の観光資源としての活用の検討を進めます。

(具体的事業等)

- ・S P A Cが社会に染み出すS P A C 2. 0計画の推進
 - ① S P A Cによる企業研修プログラムの展開
 - ② ビジネス連携、県民イベントへの参画
 - ③ 福祉分野への参画
- ・舞台芸術公園の観光活用の検討

【重点施策 4】文化芸術に触れる機会の充実

・ S P A C は、県内中高生が学校教育中に舞台芸術の素晴らしさと本県が世界に誇る S P A C の演劇を体験できるよう、静岡芸術劇場等において S P A C の舞台を無料鑑賞する機会を提供します。

・ S P A C は、子どもたちに演劇の楽しさや魅力を感じられる体験を提供するため、演劇やダンスのワークショップや部活動指導、学校行事への支援等を行う学校訪問プログラムを実施するほか、S P A C の公演を観る機会の少ない遠隔地の中高生をホールに無料招待する出張公演を行います。

・ S P A C は、障害のある子どもたちが質の高い文化芸術に触れ、豊かな感性を育む機会を提供するため、特別支援学校に俳優等を派遣して、アーティストと触れ合う機会を提供します。

・ S P A C は、舞台芸術が県民にとって身近な存在であり、誇りとなるため、世界レベルの舞台芸術作品の創造と上演により、県民に多彩な舞台芸術の鑑賞機会を提供します。

・ S P A C は、障害のある人が舞台芸術に触れることができるよう、バリアフリー観劇の鑑賞サポートを推進します。

(具体的事業等)

- ・ S P A C 中高生鑑賞事業
- ・ 学校訪問プログラム、出張公演
- ・ バリアフリー観劇のための鑑賞サポート

【重点施策 5】文化芸術を支える環境づくり

・ S P A C は、「演劇の都」の中核をなす団体として、世界的評価を生かした公演の充実や収益事業等の財源確保を進めることで、経済的自律に向けて運営の安定化を図ります。

・ S P A C は、県内演劇団体の活動振興につながる仕組みづくりを検討するため、S P A C を中心として県内の演劇団体が集い、情報交換できるネットワーク作りに貢献します。

・ S P A C は、舞台芸術公園を「演劇の都」の拠点とするため、S P A C の資源や事業と公園の魅力を生かし、公園利活用の拡充に貢献します。

(具体的事業等)

- ・ S P A C の経営自律支援の推進
- ・ 県内演劇団体の支援
- ・ 舞台芸術公園の利活用の推進

7 静岡県富士山世界遺産センター

(1) 基本理念／目的

富士山にかかる包括的な保存管理及び富士山の自然、歴史・文化に加え周辺観光等の情報提供等の拠点となる。

(2) 施設概要

所在 地	富士宮市宮町5—12
敷地面積	約 6,100 m ²
建 物	鉄骨造 地上5階建て 延床面積約 3,400 m ²
開 館 日	平成 29 年 12 月 23 日
主要施設	映像シアター、企画展示室、研修室、富士山ライブラリー、カフェ・ミュージアムショップ等

(3) 組織概要

設立年	平成 29 年 12 月 1 日
設立目的	世界遺産「富士山」の有する顕著な普遍的価値についての県民の理解を深めることにより、当該顕著な普遍的価値を後世に引き継ぐこと及び県民文化の向上に寄与すること
組織	館長、副館長、企画総務課、学芸課
職員数	14 人
運営の基本方針	富士山を「永く守る」ために、富士山の価値や魅力を「楽しく伝える」活動を行うとともに、県民が富士山を通じて国内外の人々と「広く交わる」機会を創出する。 また、これらの活動内容を奥深いものとするため、富士山の自然や歴史、文化等を「深く究める」活動を展開する。 これら諸活動の成果を「連ねる」ことで「富士山学」を体系化し、世界遺産「富士山」の価値を探求する活動を展開する。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・世界遺産としての富士山の保護、保存の役割を担う拠点であるとともに、学術調査機能などを併せ持つ施設である。 <p>＜展示構成＞</p> <ul style="list-style-type: none">・ガイダンス展示・常設展示（登拝する山、荒ぶる山、聖なる山、美しき山、育む山、受け継ぐ山）・企画展示・映像シアター

(4) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

世界に誇る文化遺産である富士山の顕著な普遍的価値を確実に後世に継承するため、保存管理を着実に実行するとともに、その価値や魅力を国内外に発信し、地域資源として活用していきます。

(5) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策1】世界に輝くしづおかの文化芸術の創造

- ・世界遺産「富士山」の顕著な普遍的価値を証明する資料を収集することで、国内外に誇れる収蔵品（コレクション）の充実を図るとともに、資料の調査・研究を進め、最新の知見を基に解説する企画展開催、研究成果のセミナーによる発表などで情報発信していきます。

（具体的事業等）

- ・国内外に誇れる収蔵品（コレクション）の充実

【重点施策2】県民による創造的な活動の活性化

- ・教育旅行団体来館時にクイズシートやワークシートを配布し、富士山について学びながら館内を見学する工夫をしていきます。
- ・県民の日や富士山の日などに来館者にクイズシートを配って館内を見学してもらったり、オリジナル缶バッジ・オリジナルキーholder作りをしたりするなど来館者が楽しみながら参加するイベントを開催していきます。

（具体的事業等）

- ・クイズシート・ワークシート配布
- ・県民の日・富士山の日の県民参加イベント開催

【重点施策3】多分野との連携によるイノベーションの基盤づくり

- ・企業と連携した企画展を開催したり、研究成果の企業の会報誌への掲載等、富士山の価値の伝達について、企業への啓発に努めています。
- ・多くの観光事業者のファムトリップを受け入れ、国内外の観光客の誘致に努めています。

（具体的事業等）

- ・企業と連携した企画展の開催
- ・ファムトリップの受け入れ

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

- ・子どもたちに富士山の顕著な普遍的価値を伝えるため、富士山世界遺産センター職員が学校に出向き、教育旅行の事前学習となる富士山に関する講義等を実施するほか、来館に当たっては観覧時のワークシートやクイズシート等を用意するなど利用しやすい環境を整え、教育旅行での観覧を推進します。

- ・多様な観覧者の需要に応えるため、企画展において、人文科学、自然科学を問わず様々なテーマを設定して多角的に富士山を紹介するほか、常設展示の内容を随時更新し、充実させていきます。また、研究員等が学校の授業や公民館などで開催される社会人学校等に出向き、世界遺産「富士山」についてわかりやすく解説する出前講座を開催します。

(具体的事業等)

- ・富士山世界遺産センター常設展・企画展
- ・世界文化遺産「富士山」出前講座

【重点施策5】文化芸術を支える環境づくり

- ・共催での企画展開催や巡礼路調査等の共同研究、市町と連携した研究成果の発表会など、市町と連携した取組を実施していきます。
- ・近隣博物館等と連携した富士山ネットワークの活動等、関係団体との共同でのイベント開催や広報活動等、他団体と連携した取組を充実します。

(具体的事業等)

- ・市町と連携した事業の実施
- ・富士山ネットワーク等他団体と連携した取組

8 静岡県埋蔵文化財センター

(1) 基本理念／目的

埋蔵文化財保護の中枢的機関として、調査や研究、修復を行うとともに、埋蔵文化財の公開や活用を通じて、県民文化の向上に寄与する。

(2) 施設概要

所在 地	静岡市清水区蒲原 5300-5
敷地面積	13,781.19 m ²
延床面積	10,735.47 m ²
開館日	平成 28 年 10 月（現設置場所に移転）
施設内容	管理室及び整理室、展示室、収蔵庫、保管庫、機械室等
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none">・国等機関の開発行為により現状保存できない埋蔵文化財を後世に残すため、記録保存のための本発掘調査を行うとともに、脆弱な出土品について長期に保管や活用ができるよう保存処理を行う。・埋蔵文化財の活用を通じて文化財保護及び地域固有の文化に誇りと愛着を持つ県民意識を醸成するために、出土品の展示や講座等を実施する。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">・埋蔵文化財保護のための開発事業担当機関との調整及び法定事務、遺跡の発掘調査・出土品の整理・報告書の作成、出土文化財の保管・管理・活用等、埋蔵文化財にする一連の業務を行う。

(3) 第6期計画期間（R7～R10年度）の方向性

国民共有の財産である埋蔵文化財の保護【まもる】、地域固有の文化に対する誇りと愛着の醸成【そだてる】、文化財の価値の未来への継承【つなげる】の実現をめざし、埋蔵文化財の保存・活用、調査・研究、修復・保管に取り組みます。

(4) 第6期計画期間の主な取組

【重点施策4】文化芸術に触れる機会の充実

・埋蔵文化財センターは、文化財の調査・研究機能を強化しつつ、学校教育、社会教育等関係機関と相互に連携し、県民が出土品や調査成果に触れる機会を提供します。

（具体的事業等）

・埋蔵文化財を用いた学校教育、社会教育との相互連携

9 ふじのくに茶の都ミュージアム

(1) 基本理念／目的

茶に関する資料を収集し、及び保管し、並びに茶の産業、学術及び文化の情報発信とともに、茶に関する人々の交流の促進を図り、もって県民の教育、学術及び文化の発展に寄与する。

(「ふじのくに茶の都ミュージアムの設置、管理及び使用料に関する条例」より)

(2) 施設概要

所在 地	島田市金谷富士見町 3053-2
敷地面積	18,874.77 m ²
延床面積	4,532.35 m ²
開館日	平成 30 年 3 月 24 日
施設内容	展示室、収蔵庫、多目的ホール、ライブラリー、茶室、事務室等
運営の基本方針	<ul style="list-style-type: none">「茶の都しずおか」の拠点として、茶に関する産業、文化、学術、観光の情報を発信することにより、静岡茶の魅力を国内外に伝え、茶業の振興を図る。
特長及び事業内容	<ul style="list-style-type: none">多くの人に鑑賞、体験、学習の機会を提供する。資料の収集及び保管を適切に行う。拠点としての専門性を確立し運営に活かす。他の関連機関や団体と連携し、相乗効果を高める。

10 公立大学法人静岡文化芸術大学

(1) 基本理念／目的

- ・実務型の人材を養成する大学

豊かな人間性と的確な時代認識や社会認識を持ち、国際社会の様々な分野で活躍できる人材を養成する。

- ・社会に貢献する大学

地域、国際、世代が教育研究の場で幅広く融合する“開かれた大学”として地域社会及び国際社会の発展に貢献する。

(2) 組織概要

設立年	平成12年公設民営方式により学校法人が運営する私立大学として開学、平成22年公立大学法人が運営する大学に移行
設立目的	地域社会及び他の大学、研究機関等との自由かつ緊密な交流及び連携のもとに、人・もの・社会のより良いあり方や、豊かさ・美しさを付与する文化・芸術を探求し、人間味溢れる質の高い文化的創造を提案・発信するための教育研究を行うことにより、学術文化の振興に資するとともに、創造的な知性と豊かな人間性を備えた人材を育成し、もって地域の産業及び社会の発展に寄与することを目的とする。 また、社会の課題に積極的に対応するため、地域・国際・世代が教育研究の場で幅広く融合する開かれた大学として、我が国の更なる発展に貢献することとする。 (学則第1条)
組織	【法人】理事長、理事、事務局 【大学】学長、副学長、文化政策学部（国際文化学科、文化政策学科、芸術文化学科）、デザイン学部（デザイン学科）、大学院（文化政策研究科、デザイン研究科）、文化・芸術研究センター、事務局
職員数	173人（教員91人、事務職員82人）
特長及び事業内容	文化力・デザイン力のある実務型の人材を養成 【教育面】学部・学科の枠を越え、幅広い教養と独創的な感性を育むカリキュラム ○教養・導入教育：学びの基礎づくり ○外国語教育：8言語対応で国際力を強化 ○実践教育：地域連携・課題解決型演習で対応力を養成 ○専門教育：充実した学びの中で専門性を深める 【研究面】重点研究テーマ：1)包摂的な文化の推進のためのグローバルデザイン、2)いのちを大切にする文化、社会、経済のグローバルデザイン、3)遠州地域を輝かせるグローバルデザイン 【地域貢献】社会人聴講生・科目等履修制度や一般向け公開講座開催等による「開かれた大学」の実現

11 静岡県立中央図書館

(1) 基本理念／目的

県民の教育、学術及び文化振興と普及を図る。

(静岡県文化センター設置条例)

(2) 施設概要

所 在 地	静岡市駿河区谷田 53-1
敷地面積	5,674.7 m ²
延床面積	8,816.64 m ² (地上3階、地下1階)
開 館 日	大正14年4月 (昭和45年4月現地に移転)
施 設	閲覧室、書庫、子ども図書研究室、子どもコーナー「どんぐりひろば」、事務室、講堂、会議室、中会議室、小集会室A、B、展示室
運 営 の 基 本 方 針	・県民の教育及び文化の向上に寄与することを目的に、「県民の生涯学習の拠点」、「資料保存センター」、「市町立図書館への支援」を推進し、県内図書館の中核的機能を担う生涯学習の拠点施設となる。
資 料 の 保 有 状 況	図書資料 975,103 冊 視聴覚資料等 17,749 点

静岡県文化センターを構成する(1)図書館(2)講堂、会議室その他の施設のうち(1)の名称を静岡県立中央図書館という。